

第一牧志公設市場再整備推進事業かわら版 令和4年度第7号

新市場移転に伴うスケジュール等に関する部門説明会を開催しました。

- 【外小間】 日時:11月17日(木)14時～ 場所:仮設市場1階 北口空き店舗
- 【生 鮮】 日時:11月17日(木)15時～ 場所:仮設市場1階 北口空き店舗
- 【鮮 魚】 日時:11月17日(木)16時～ 場所:仮設市場1階 北口空き店舗
- 【精 肉】 日時:11月18日(金)14時～ 場所:仮設市場1階 北口空き店舗
- 【食 堂】 日時:11月18日(金)15時～ 場所:仮設市場1階 北口空き店舗

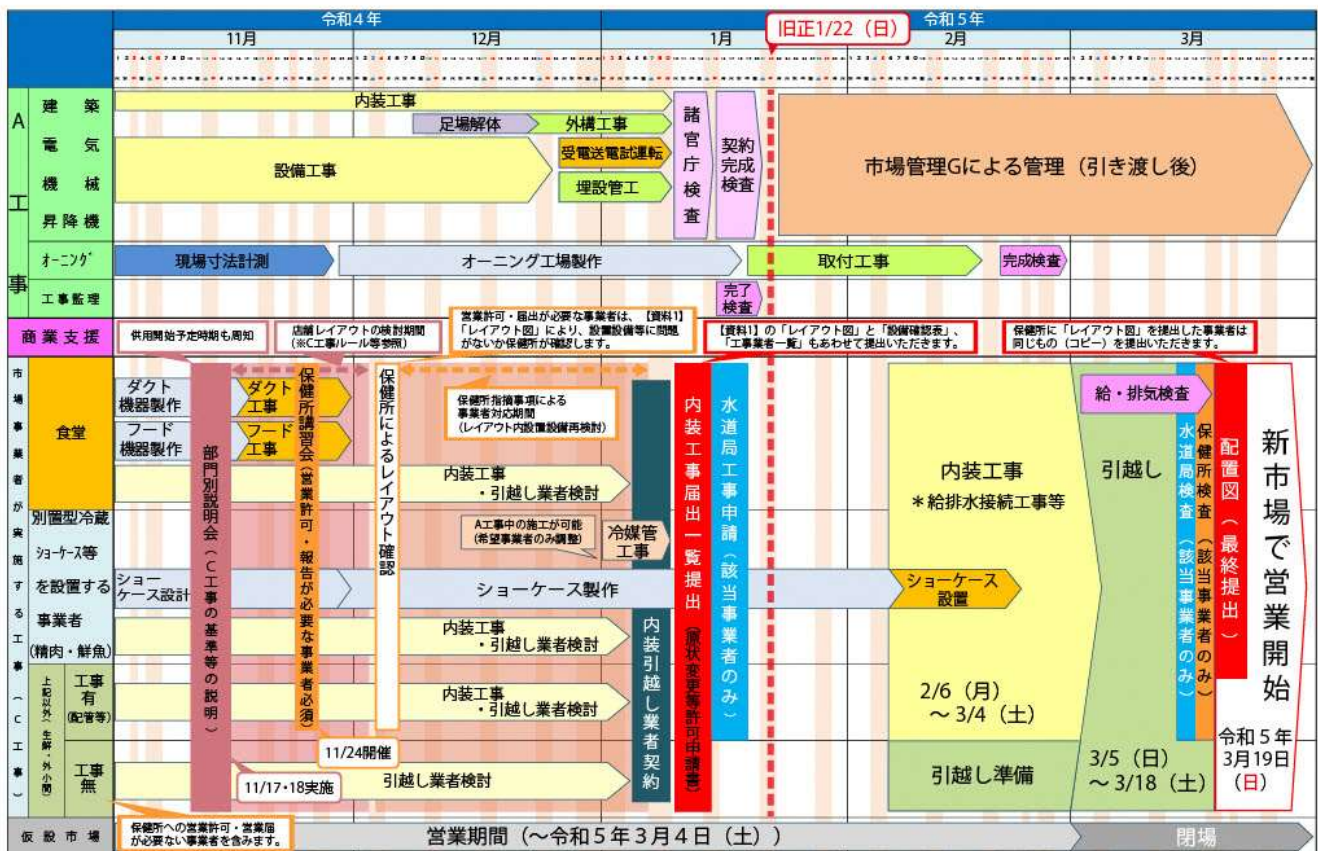
第一牧志公設市場の再整備（仮設市場から新市場への移転）に伴い、スケジュール及び市場事業者が実施する工事（C工事）に関する各部門の説明会を行いました。

1. 部門別説明会の資料（共通）

(1) 当日資料

事業スケジュール表（案）

2022/11/17



資料 事業スケジュール表（案）

資料1

【市場事業者部門別引越しスケジュール（案）】

目的：同日に複数の事業者が集中して引越し作業を行うことによる新市場場内の混雑を避け、スムーズに引越し作業するため。

(1) 部門毎作業割当表

		①8時～21時 (1日)	②13時～21時 (午後以降)
3月5日	日	生鮮	
3月6日	月	鮮魚	2階
3月7日	火	精肉・2階	
3月8日	水	外小間	2階
3月9日	木	生鮮・2階	
3月10日	金	鮮魚	
3月11日	土	精肉・2階	
3月12日	日	外小間	
3月13日	月	フリー	(保健所検査)
3月14日	火	フリー	(保健所検査)
3月15日	水	フリー	(保健所検査)
3月16日	木	フリー	
3月17日	金	フリー	
3月18日	土	フリー	

(2) 留意事項

- ①原則、上記の期日に引越を行ってください。各部門内で引越し日にち及び時間帯等については、集中しない様に調整してください。
- ②各事業者の検査日を那覇保健所へ報告する必要があるため、2月28日（火）までには検査日を決定ください。2月14日（火）迄に仮設市場2階管理事務所内長机に検査日申込用紙と投函箱を設置しますので、28日（火）までに投函をお願いいたします。

資料2

【内装工事・引越しに伴う荷下ろし時の車両の一時駐車についての留意事項】

- ・原則、路上駐車は禁止です。荷下ろし等で駐車が必要な場合は、周辺の民間駐車場を利用ください。
- ・荷下ろし時、新市場への横づけが必要な場合、那覇警察署へ車両の一時駐車に伴う「道路使用許可申請書」の提出が必要です。新市場（住所：松尾2丁目10-1）に接している道路については、三方向（市場中央通り、松尾東線、松尾19号線）ともに歩行者専用道路となるため、道路を使用する際には、「通行禁止道路通行許可申請書」もあわせて那覇警察署へ提出が必要となります。なお、申請は、遅くとも**使用日時の2週間前まで**に行ってください。

申請書類	添付書類等
道路使用許可申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・付近見取図 (停車位置、歩行者の通行確保が確認できるもの) ・手数料(申請時) 2,400円 ・他、警察署が求める資料 ※申請書含め提出資料を各2部提出
通行禁止道路通行許可申請書 (施工・引越し業者が通行する場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・付近見取図 ・安全対策図 (車両の停車位置および歩行者が安全に歩行できるスペースが確保できるかを示す図) ・運転者免許証のコピー ・車検証のコピー ・作業を行う住所が確認できる契約書等のコピー * ※申請書のみ2部提出
通行禁止道路通行許可申請書 (市場事業者が通行する場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・付近見取図 ・安全対策図 (車両の停車位置および歩行者が安全に歩行できるスペースが確保できるかを示す図) ・運転者免許証のコピー ・車検証のコピー ・公設市場使用許可証等 * (通行する場所の使用者である旨証明するもの) ※申請書のみ2部提出

- ・多くの市場事業者の利用が想定されるため、警察署への申請日時は最低限荷下ろしに必要な日時とし、以下の時間帯内で設定をお願いします。
- ・荷下ろしに伴う一時停車の際は、安全対策として誘導員の配置が必要です。(誘導員を配置せず、カラーコーン等のみの設置対策は、十分な安全対策とは言えません。)

資料2

- ・荷下ろしに伴う一時停車は、警察署へ申請した車両にて行ってください。やむを得ず、申請時と異なる車両を使用する際には、車両使用者が受託者（内装・引越し専門業者）の従業員であることが確認できる名刺や保険証等の携帯をお願いします。那覇警察署より、提示が求められることがあります。

（予定スケジュール）

内装工事期間	令和5年2月6日（月）～3月4日（土）
引越し期間	令和5年3月5日（日）～3月18日（土）
市場周囲での荷下ろし可能時間帯	8：00～17：00（17時以降の駐車不可）
市場内での作業可能時間帯	8：00～21：00

- ・施工・引越し業者が市場内に入場する際には、守衛詰所等にてサイン等の記入をお願いします。
- ・駐車をされる際には、「道路使用許可証」を、車内の見える個所に設置してください。

次ページへ続く

資料2 内装工事・引越しに伴う荷下ろし時の車両の一時駐車についての留意事項（2/3）

【荷下ろしルート案】



・国際通りから経由する場合、JAL シティ側からの進入は一方通行です。また、日曜日は国際通りトランジットマイル（モール）のため、12:00～18:00の間、一般車両の通行が規制され、JAL シティ側からの進入ができません。

【荷下ろしスペース】



・歩行者の安全な通行を確保し荷下ろし等の作業をお願いします。

資料3

今後依頼する提出物一覧（予定）

令和4年11月17日時点

新市場移転に関して、今後下記の資料を提出していただきますが、別途通知致します。

【那覇市へ提出する資料】

1) 市場事業者が実施する工事（C工事）着工前（1月12日（木）迄）

①全事業者共通

1. 原状変更等許可申請書、2. 専門業者リスト
3. レイアウト図（配置図）最終案、4. 電気使用機器一覧表

②食堂のみの追加項目 ※以下は、工事に入る専門業者へ提出依頼が必要です

1. ガス設備図、2. 換気機器表、3. ダクト平面図、4. 換気計算書
5. ガス消費量がわかる厨房機器カタログ等 ※新規購入の場合（1～4の資料情報が、図面上まとめられるものは、まとめて提出いただいで構いません）

③精肉・鮮魚のみの追加項目

1. 設備確認表

2) 新市場オープン後2週間以内

①全事業者

1. レイアウト図（配置図）
（保健所に営業許可等申請した事業者は、申請した配置図のコピーを提出）

【移転に関連する他機関への申請資料】

申請先	概要	申請時期
那覇市保健所	営業許可申請書・営業届	令和5年2月末まで
那覇税務署 TEL 098-867-3101	酒類等の製造業又は酒類販売場の移転の許可申請	営業の約2か月前（目安） ※詳細については、那覇税務署へご確認ください。
日本たばこ産業(株) 沖縄支社 TEL 098-993-8497 （管轄） 沖縄県総合事務局 財務部理財課	製造たばこの小売販売業の営業移転の許可	営業の約3か月前（目安） （申請日に属する月の月末から2か月以内に結果通知を行うよう努めている） ※詳細については、日本たばこ産業(株)沖縄支社へご確認ください。

資料3 今後依頼する提出物一覧（予定）

【別紙：荷下ろしスペース・搬入経路（案）】



別紙 荷下ろしスペース・搬入経路（案）

令和4年11月17日配布

【全体共通】市場事業者が実施する工事（C工事）基準（1/3）

A工事 (那覇市が行う本体工事)	C工事の例※A工事以外全部 (市場事業者が行う内装工事)	基準
・天井、壁、床	・造作棚	・原則、 自立型 の造作棚としてください。 ・やむを得ず、造作棚を固定するため、ビスやボルトなどで天井、壁及び床に穴あけた場合は、店舗返還時において、原状回復が義務付けられます。 ・市場全体が見渡せるようにするため、背面に棚等を設置する際には、原則、 高さ1.3mから2.0mまでの範囲(幅70cm) は、見通しを確保するよう、努めてください。
・間仕切り壁	・店舗内の隔て壁等	・店舗内の隔て壁等を設ける際には、見通しのできる範囲(高さ1.3mから2.0mまでの幅70cmの範囲)を確保するため、 アクリル板等の透過性 のある材料をご使用ください。
・店舗内看板下地	・店舗内製作、取付施工	・店舗内看板を設置する場合は、看板下地サイズ(高さ50cm)を超えない大きさとしてください。 ※外小間部門に関しては、「 屋外広告物条例 」に適合した看板であることが求められます。看板製作前に、なまち振興課へ「 設置看板イメージ 」の提出をお願いします。
・吊戸棚の吊り金具 (アングルの施工のみ)	・吊戸棚の設置施工	・棚の積載重量は看板を含めて店舗間口 1mあたり20kg としてください。 ・吊り戸棚の棚板は市場事業者で設置してください。消防・消火設備に支障がないように設置してください。
《電気設備》 ・コンセント(100V) 壁付け2口、2~4個(店舗の大きさにより異なります) ・TV端子、電話、インターネット用空管 ・ベース照明(LED照明) ・電力量計及び分電盤	・壁付けコンセント追加分 ・電話、インターネット回線の加入、インターネット引き込み工事 ・ベース照明以外のスポットライト等の局所照明 ・分電盤からの動力設備配線	・コンセントを追加する場合は、露出(モール等)とし、床配線をする場合は、転ばないように安全面を考慮した施工としてください。また、水を多く使用する箇所(厨房等)については防水型とし、床面より 50cm以上 に設置してください。

※店舗内で実施する機器類の設置やそれらに伴う工事に関しては、なまち振興課に許可申請書を提出いただく必要があります。 1

資料 【全体共通】市場事業者が実施する工事（C工事）基準（1/3）

【全体共通】市場事業者が実施する工事（C工事）基準（2/3）

A工事 (那覇市が行う本体工事)	C工事の例※A工事以外全部 (市場事業者が行う内装工事)	基準
《給排水設備》 ・給水設備 給水管：区画内立ち上げ1カ所 ・排水設備 排水管：区画内立ち上げ1カ所 (精肉、鮮魚は2カ所、食堂は3カ所)	・水栓設備(手洗い器、厨房器具等)の設置、配管 ・シンクや手洗器等の厨房設備の設置に伴う、排水管接続。 ※排水工事は、市水道局指定工事店の利用が必須です。(工事前に申請書の提出、工事完了後は水道局による検査があります。) ※給水管工事においては、市水道局指定工事店の利用を推奨します。(図面の提出は必須です。) 工事店は、「那覇市上下水道局」サイト内、「給水・排水設備指定工事店一覧」より確認ください。	・手洗い器、厨房器具等設置または購入する際には、レイアウト案とあわせ事前に、なはまち振興課へ申請していただきます。 ※食品衛生法上必要とされる機能や条件が各部門毎で異なります。 ・給水(排水)の配管は、露出配管とします。 ・グリーストラップに接続していない排水配管に設備機器を取り付ける場合、排水口から異臭が発生しないようにグリーストラップを設けてください。また、手洗い器、厨房器具等設置の場合には、その接続部分のパイプの廻りにはテーピングをしてください。 ※生鮮、外小間において、大量の油分を排水に流す場合は、外付けのグリーストラップの設置が必要となります。
	《その他》 ・その他	《その他》 ・設置可能な機器、設備については、原則として移動が可能なものに限ります。 ・隣接する店舗にまたがるような機器、設備の設置はできません。各店舗内で完結してください。 ・店舗区画外の通路へのはみ出しはできません(通路と店舗区画の床色を変えて境界を明示します。) ・店舗返還時には、 <u>原状回復が義務付けられます。</u>
《共用部分》 ・冷房設備、換気設備、防災設備(火災報知器、誘導灯等)		・冷房は管理事務所での一括管理となります。温度調整は管理事務所に申し出て頂きます。

※店舗内で実施する機器類の設置やそれらに伴う工事に関しては、なはまち振興課に許可申請書を提出いただく必要があります。

2

資料 【全体共通】市場事業者が実施する工事（C工事）基準（2/3）

【全体共通】市場事業者が実施する工事（C工事）基準（3/3）

A工事 (那覇市が行う本体工事)	C工事の例※A工事以外全部 (市場事業者が行う内装工事)	基準
		《その他》 ○火気の使用について ・食堂の厨房以外での火気の使用につきましては、IHクッキングヒーター、カセットコンロ等を原則とします。必要に応じて、消防局、保健所への確認をお願いします。 ・事前に、なはまち振興課へ「火気使用承認申請書」の提出をお願いします。

※店舗内で実施する機器類の設置やそれらに伴う工事に関しては、なはまち振興課に許可申請書を提出いただく必要があります。

3

資料 【全体共通】市場事業者が実施する工事（C工事）基準（3/3）

2. 外小間部門説明会

(1) 当日資料

【外小間】市場事業者が実施する工事(C工事)基準(1/2)

令和4年11月17日配布

A工事 (那覇市が行う本体工事)	C工事の例※A工事以外全部 (市場事業者が行う内装工事)	基準
	・造作物	・小間境界を越えての固定・設置物はできません。 (シャッターを閉めた際、設置物が小間内に収まっていること)
《冷凍・冷蔵機器》	・店舗内冷凍・冷蔵機器等★	・別添の※「 <u>店舗内に設置する冷凍・冷蔵機器等について</u> 」を 遵守してください。 ※室外機との高低差は15m程度になります。 ・複数店舗に連結した設備の設置はできません。 ・コンプレッサー、コンデンサー、冷媒配管等の設備について も他の店舗と共有はできません。 ・床面から <u>ショーケースの上端までの高さは、原則130cm以下</u> としてください。
《電気設備》 ・コンセント(100V)電灯盤より 特大小間 壁掛け2口 6個 大・中小間 壁付け2口 4個 小小間 壁付け2口 3個 ・3相200V 必要な小間のみ 動力盤ブ レカ止め		電気容量 小小間 2Kwまで 中小間 4Kwまで 大・特大小間 6Kwまで 各小間 予備ブレーカー1個 ・機器から動力盤までの配管、配線工事は店舗事業者で設置 してください。
《厨房設備》	以下は営業形態により必要なもの ・手洗い器★ ・器具類洗浄シンク★ ・原材料(食材)用シンク★ ・作業台★ ・冷蔵庫、他★ ★印は、食品衛生上必要となる設備及び機能となり、保健所の事前確認が必要です。	・手洗い器、厨房器具等設置または購入する際には、レイア ウト案とあわせ事前に市へ申請していただきます。 ※食品衛生上により必要となる設備及び機能が営業報告書 の申請時に確認されます。C工事で施工する設備のほか、 設置が必要な備品等の指定もあります。

※店舗内で実施する機器類の設置やそれらに伴う工事に関しては、なはまち振興課に許可申請書を提出いただく必要があります。

4

資料 【外小間】市場事業者が実施する工事(C工事)基準(1/2)

【外小間】市場事業者が実施する工事(C工事)基準(1/2)

令和4年11月17日配布

A工事 (那覇市が行う本体工事)	C工事の例※A工事以外全部 (市場事業者が行う内装工事)	基準
	・造作物	・小間境界を越えての固定・設置物はできません。 (シャッターを閉めた際、設置物が小間内に収まっていること)
《冷凍・冷蔵機器》	・店舗内冷凍・冷蔵機器等★	・別添の※「 <u>店舗内に設置する冷凍・冷蔵機器等について</u> 」を 遵守してください。 ※室外機との高低差は15m程度になります。 ・複数店舗に連結した設備の設置はできません。 ・コンプレッサー、コンデンサー、冷媒配管等の設備について も他の店舗と共有はできません。 ・床面から <u>ショーケースの上端までの高さは、原則130cm以下</u> としてください。
《電気設備》 ・コンセント(100V)電灯盤より 特大小間 壁掛け2口 6個 大・中小間 壁付け2口 4個 小小間 壁付け2口 3個 ・3相200V 必要な小間のみ 動力盤ブ レカ止め		電気容量 小小間 2Kwまで 中小間 4Kwまで 大・特大小間 6Kwまで 各小間 予備ブレーカー1個 ・機器から動力盤までの配管、配線工事は店舗事業者で設置 してください。
《厨房設備》	以下は営業形態により必要なもの ・手洗い器★ ・器具類洗浄シンク★ ・原材料(食材)用シンク★ ・作業台★ ・冷蔵庫、他★ ★印は、食品衛生上必要となる設備及び機能となり、保健所の事前確認が必要です。	・手洗い器、厨房器具等設置または購入する際には、レイア ウト案とあわせ事前に市へ申請していただきます。 ※食品衛生上により必要となる設備及び機能が営業報告書 の申請時に確認されます。C工事で施工する設備のほか、 設置が必要な備品等の指定もあります。

※店舗内で実施する機器類の設置やそれらに伴う工事に関しては、なはまち振興課に許可申請書を提出いただく必要があります。

4

資料 【外小間】市場事業者が実施する工事(C工事)基準(2/2)

令和4年11月17日配布

【外小間部門】レイアウトイメージ(1/2)

給排水設備等

<工事>

- ・水栓(蛇口)の設置、給水管接続
- ・シンクや手洗い器等の厨房設備の設置に伴う、排水管接続

●手洗い(必要な場合)

床に近い箇所に、給水(リレブ止め1方所)・排水(立上げ1方所)がA工事にて施工されており、手洗いやシンクの設置が可能。床排水(集水溝)はありません。



- シャッター前面の使用(茶色のゾーン)
シャッター前面1m程度は、商品陳列スペースとして利用可。(幅は、壁面の中心を境界とする)
ただし、営業終了後は、シャッター内に片づけること。

物品販売店
(営業許可・営業届が必要のない店舗)

※扱う商品や店舗内での加工の有無など、業態によって(保健所の営業許可・届出に伴う)必要な設備は異なりますので、ご注意ください。

6

資料 【外小間】レイアウトイメージ (1/2)

令和4年11月17日配布

【外小間部門】レイアウトイメージ(2/2)

- クーラー設置する場合(工事)※那覇市へ事前確認が必要
室外機は、オーニング上の外壁部分か、屋上へ設置すること



- オーニング(A工事にて施工)
※松尾東線、松尾19号線のみ



着板下地高さ:約1m
押出形成セメント板のため、重さに制限あり

天井高さ:2.6~2.7m

物品販売店
(営業許可・営業届が必要のない店舗)

※外小8、9、10の小間サイズを参考に作成

7

資料 【外小間】レイアウトイメージ (2/2)



資料 電気平面図 (外小間部門一部エリア参考)

(2) 説明会概要

【参加者（17日14時～15時）】

城間田芋店、和族、仲尾次三味線なんでも屋、新風、照尚、お茶・食料品の店てるや、琉夏、バイオグリーン、野田商店、コーヒースタンド小嶺、大城文字鯉節店、玉城鯉節店、備瀬商店（計13事業者）



図 外小間部門説明会の様子

【概要】

- ・「事業スケジュール（案）」のとおり、内装工事を2/6（月）～3/4（土）の約1か月、その後、3/5（日）～3/18（日）の2週間を引越し期間としており、3/19（日）に供用開始を予定している。そのため、内装工事届出等の提出は、1月中旬に行っていただくスケジュールとなる。営業許可・届出が必要な方など、食品を扱う事業者を対象とした「保健所講習会（食品衛生講習会）」は、11/24（木）に実施する。
- ・「資料1」の「市場事業者部門別引越しスケジュール（案）」のとおり、部門ごとで引越し日程の割り当てを行った。記載のある日程以外には、引越し作業ができないというわけではないが、混雑を避ける目的として、業者等が入る大きな荷物の搬入については、設定の日程にて実施していただきたい。また、各部門内において、引越し日及び時間帯等については、集中しないように調整していただきたい。なお、保健所の営業許可が必要な事業者においては、保健所検査を3/13～3/15の3日間で実施を予定している。よって、2/28（火）までには検査日を決定し、仮設市場管理事務所内に設置する投函箱へ検査日申込用紙を投函いただきたい。（※2/14（火）までに、仮設市場2階管理事務所内長机に検査日申込用紙と投函箱を那覇市にて設置する）スケジュールの詳細は、年明けにお伝えする。
- ・「資料2」の「内装工事・引越しに伴う荷下ろし時の車両の一時駐車についての留意事項」について、新市場の周囲の道路は、歩行者専用道路となるため、一時駐車が必要な場合は、那覇警察署へ「道路使用許可申請書」にあわせて、「通行禁止道路通行許可申請書」の申請が必要となる。また、申請は、遅くとも使用する日の2週間前までに提出いただきたいとのこと。それぞれに添付する書類については、「資料2」のとおりである。なお、内装工事と引越し期間時は、荷下ろし可能時間帯（8時～17時※17時以降駐車不可）と作業可能時間帯（8時～21時）を設定している。
- ・「資料2」の【荷下ろしルート案】と【荷下ろしスペース】について、荷下ろしスペースは、新市場に接する「松尾東線」と「松尾19号線」としており、それぞれの道路幅員は、7.3m（松尾東線）と4.7m（松尾19号線）となる。市場周辺は一方通行などもあるため、専門業者へ依頼をする際には、「内装工事・引越しに伴う荷下ろし時の車両の一時駐車についての留意事項」をお渡しいただき、注意を促していただきたい。また、混雑を避けるため、【別紙：荷下ろしスペース・搬入経路（案）】のとおり、搬入経路（使用する市場入口）を部門毎に割り当てているため、割り当ての入口を積極的にご利用いただきたい。
- ・「資料3」の「今後依頼する提出一覧（予定）」について、市場事業者が実施する工事（C工事）着工前の1/12（木）までには、①原状変更等許可申請書、②専門業者リスト、③レイアウト図（最終案）、④電気使用機器一覧表の提出が必要となる（※食堂と精肉・鮮魚については別途必要書類あり）。よって、この時期までには、保健所と何度かやり取りを行っていただき、必要な設備等の整理を行うことが必要である。また、

第一牧志公設市場再整備推進事業かわら版 第7号

新市場オープン後2週間以内には、保健所へ提出した最終版のレイアウト図のコピーを提出いただきたい。

- ・「資料3」の下方に記載のある【移転に関する他機関への申請資料】について、「酒類等の製造業又は酒類販売場の移転の許可申請（窓口：那覇税務署）」と「製造たばこの小売販売業の営業移転の許可（窓口：日本たばこ産業(株)沖縄支社）」が必要な事業者は、前もって申請を行っていただきたい。
- ・各小間内には、スイッチ、コンセント、TVユニット、TEL モジュラージャック、通信用空配管があり、参考までに電気平面図を確認いただきたい。
- ・手洗いやシンク等を設置する場合の排水管工事については、那覇市水道局が指定する「排水設備指定工事店」での施工が必須であり、工事する前に、水道局へ申請書（給排水図面含む）の提出が必要である。また、工事終了後は、水道局の検査がある。なお、給水工事においては、指定工事店での施工を推奨（必須ではない）しており、図面の提出は必須である。
- ・食堂の厨房以外の火気の使用は、IH クッキングヒーターもしくはカセットコンロを原則としている。必要に応じて保健所や消防局への確認をお願いしたい。また、なはまち振興課へは、「火気使用承認申請書」を提出いただきたい。
- ・外小間部門の看板については、那覇市の屋外広告物条例に適合した看板である必要があるため、看板制作前（発注前）に、なはまち振興課へ設置看板のイメージの提出をお願いしたい。

※市場事業者が実施する工事（C 工事）基準については、『第一牧志公設市場再整備事業の新市場移転に関する「市場事業者が実施する工事（C 工事）内容（外小間部門）」』を参照ください。

【部門別説明会における質問・意見に対する市の回答】

No.	質問・意見	市の回答
1	<ul style="list-style-type: none"> ・市場中央通りのアーケードの建設が間に合わない場合、どのように対応するのか。 ・オーニング（のような機能のもの）をつけないという判断もあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アーケードの建設が遅れており、オーニングのような（機能の）ものを那覇市にて検討している。 ・何もつけないということはない。要望があることを踏まえ検討していく。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・内覧はいつ頃実施できるのか。 ・外観は見られるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・内装の確認ができる12月下旬には可能だと考えている。本体工事の施工業者が少なくなる、夕方に実施したい。 ・松尾19号線沿いの足場は既に撤去しているため、外観を見ることは可能。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・外小間におけるグリストラップの設置は、全体か、個別対応か。 ・個別対応の場合、どういう基準で設置するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・グリストラップについては、個別で外付けでの対応をお願いしたい。 ・一般家庭で使用する油程度であれば、グリストラップの設置は必要ない。大量の油を排水する場合には、グリストラップの設置を水道局は指導している。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗と店舗の間に境界はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外小間部門については、それぞれ壁（間仕切り壁）を天井まで設けている。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・レイアウトイメージのように、シャッター前にはみだして（陳列台を）設置してもよいの 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間帯は、店舗の前1m程度（予定）までは使用ができる。ただし、営業終了後、シ

	か。	ヤッター内に陳列台等を片づけることが条件である。
--	----	--------------------------

3. 生鮮部門説明会

(1) 当日資料

【生鮮】市場事業者が実施する工事(C工事)基準(1/2)

令和4年11月17日配布

A工事 (那覇市が行う本体工事)	C工事の例※A工事以外全部 (市場事業者が行う内装工事)	基準
	・造作棚	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、自立型の造作棚としてください。 ・やむを得ず、造作棚を固定するため、ビスやボルトなどで天井、壁及び床に穴あけした場合は、店舗返還時において、原状回復が義務付けられます。 ・市場全体が見渡せるようにするため、背面に棚等を設置する際には、原則、高さ1.3mから2.0mまでの範囲(幅70cm)は、見通しを確保するよう、努めてください。
	・店舗内冷凍・冷蔵機器等★	<ul style="list-style-type: none"> ・別途の※「店舗内に設置する冷凍・冷蔵機器等について」を順守してください。 ・※室外機との高低差は15m程度になります。 ・複数店舗に連結した設備の設置はできません。 ・コンプレッサー、コンデンサー、冷媒配管等の設備についても他の店舗と共有はできません。 ・床面からショーケースの上端までの高さは、原則130cm以下としてください。
<p>《電気設備》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンセント(100V)電灯盤より 大・中小間 壁付け2口 4個 小小間 壁付け2口 3個 ・3相200V 必要な小間のみ 動力盤ブレーカ止め 		<p>電気容量 小小間 2Kwまで 中小間 4Kwまで 大小間 6Kwまで 各小間 予備ブレーカ1個</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器から動力盤までの配管、配線工事は店舗事業者で設置してください。

4

資料 【生鮮】市場事業者が実施する工事(C工事)基準(1/2)

【生鮮】市場事業者が実施する工事(C工事)基準(2/2)

令和4年11月17日配布

A工事 (那覇市が行う本体工事)	C工事の例※A工事以外全部 (市場事業者が行う内装工事)	基準
<p>《厨房設備》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手洗い器★ ・器具類洗浄シンク★ ・原材料(食材)用シンク★ ・作業台★ ・冷蔵庫、他★ 	<p>以下は営業形態により必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗と廊下をわける仕切り★ 	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗い器、厨房器具等設置または購入する際には、レイアウト案とあわせ事前に、なはまち振興課へ申請していただきます。 ・※食品衛生上により必要となる設備及び機能が営業報告書の申請時に確認されます。C工事で施工する設備のほか、設置が必要な備品等の指定もあります。 ・店舗と廊下をわける仕切りは、開くと自動的に閉まる扉(チェーンの代替も可)を設けてください。
<p>★印は、食品衛生上必要となる設備及び機能となり、保健所の事前確認が必要です。魚肉練り製品製造業の場合は、上記以外にも必要な設備や機能がありますので、個別に保健所へご相談ください。</p>		
<p>《給排水設備》</p>	<p>小間外黒グレーチングに集水マス設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日常管理は各店舗で実施してください。

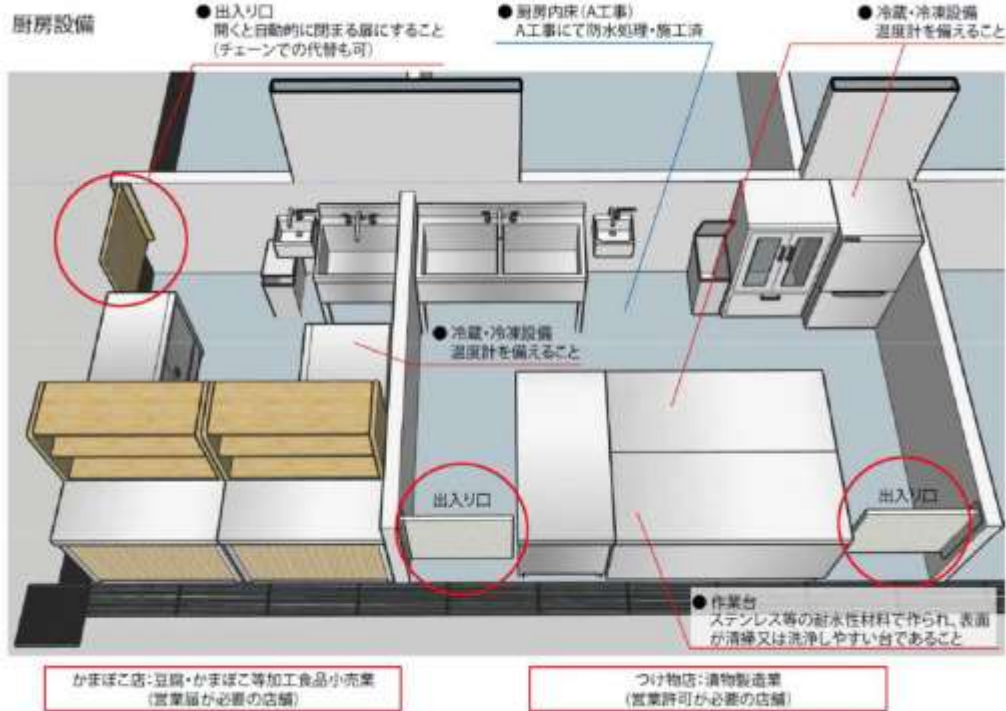
※店舗内で実施する機器類の設置やそれらに伴う工事に関しては、なはまち振興課に許可申請書を提出いただく必要があります。

5

資料 【生鮮】市場事業者が実施する工事(C工事)基準(2/2)

令和4年11月17日配布

【生鮮部門】レイアウトイメージ(1/3)

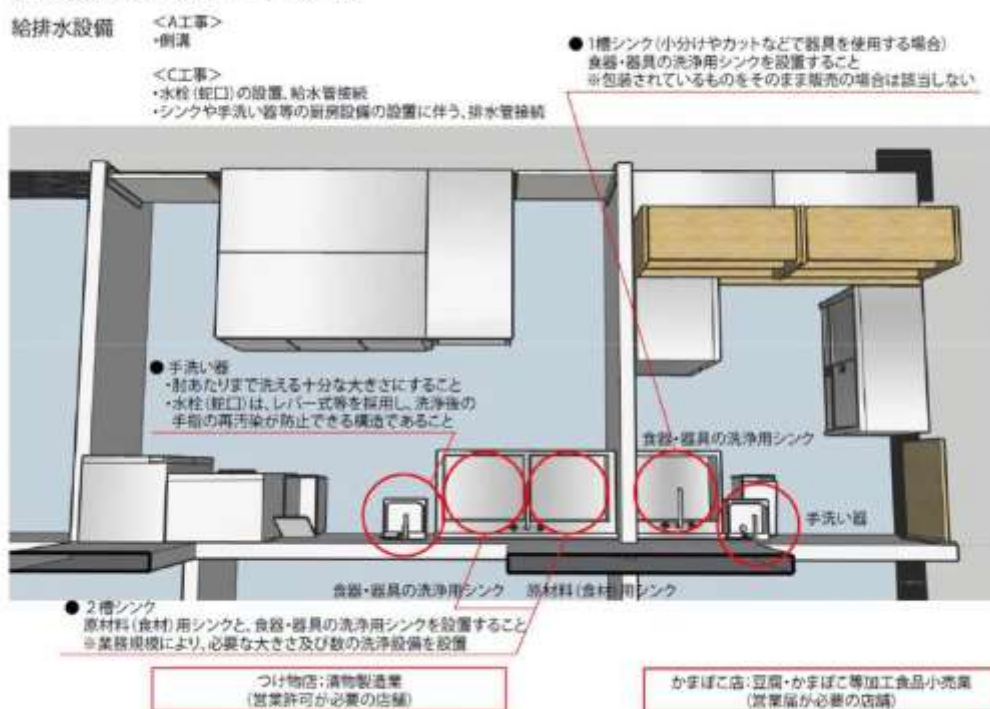


6

資料 【生鮮】レイアウトイメージ (1/3)

令和4年11月17日配布

【生鮮部門】レイアウトイメージ(2/3)



7

資料 【生鮮】レイアウトイメージ (2/3)

令和4年11月17日配布

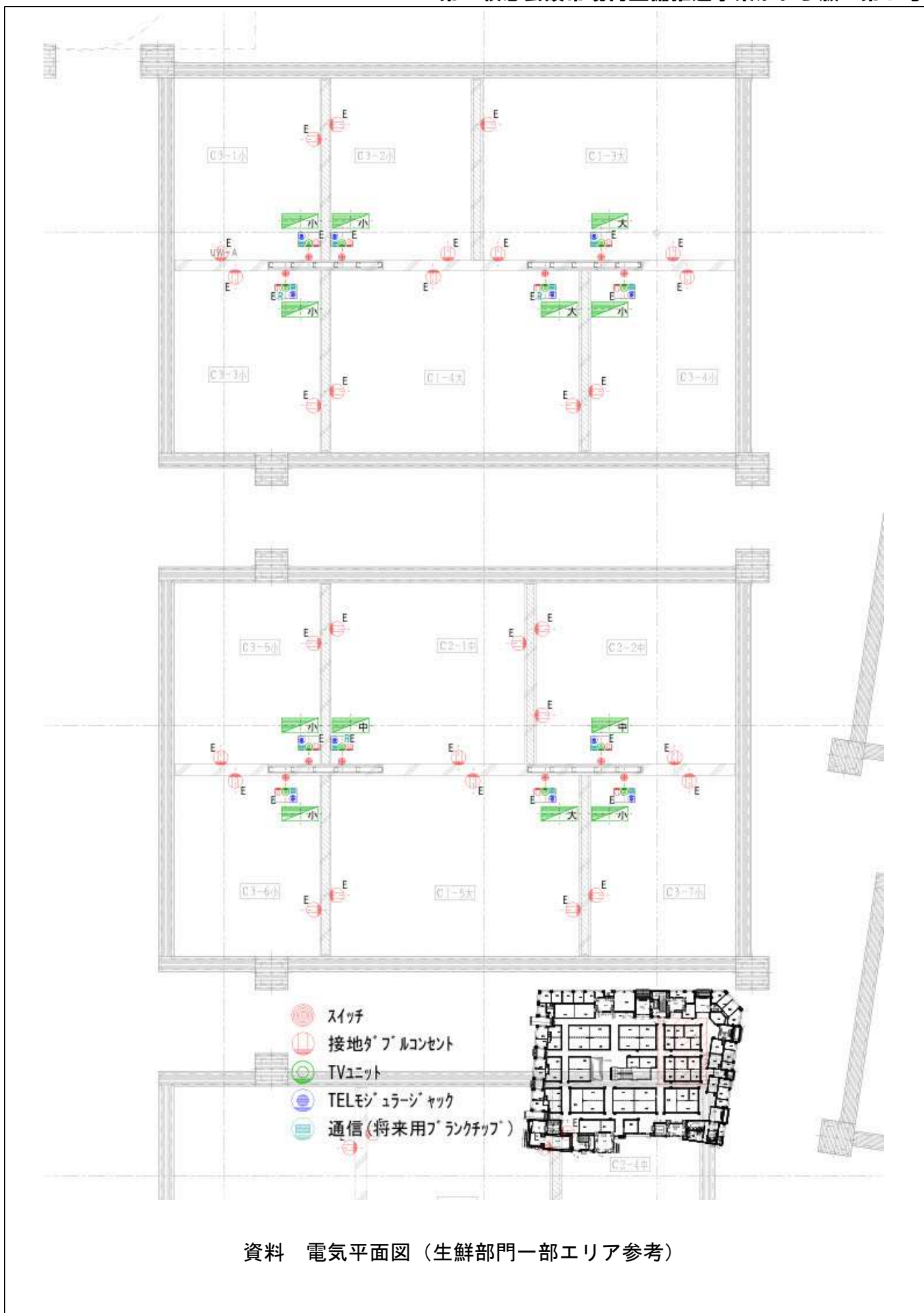
【生鮮部門】レイアウトイメージ(3/3)



8

資料 【生鮮】レイアウトイメージ (3/3)

次ページへ続く



資料 電気平面図 (生鮮部門一部エリア参考)

(2) 説明会概要

【参加者（17日15時～16時）】

おみやげの店はる、山城昆布店、仲村商店、いちやりばどうしぐわー、沖縄海藻専門店もずキム、神谷商店、松や、沖縄自慢、平田漬物店、はまジーマミ一豆腐専門店、新垣漬物店、新里漬物店、かねこ蒲鉾店、土産品店レナ、大城商店、玉城漬物店（計16事業者）



図 生鮮部門説明会の様子

【概要】

- ・「事業スケジュール（案）」のとおり、内装工事を2/6（月）～3/4（土）の約1か月、その後、3/5（日）～3/18（日）の2週間を引越し期間としており、3/19（日）に供用開始を予定している。そのため、内装工事届出等の提出は、1月中旬に行っていただくスケジュールとなる。営業許可・届出が必要な方など、食品を扱う事業者を対象とした「保健所講習会（食品衛生講習会）」は、11/24（木）に実施する。
- ・「資料1」の「市場事業者部門別引越しスケジュール（案）」のとおり、部門ごとで引越し日程の割り当てを行った。記載のある日程以外には、引越し作業ができないというわけではないが、混雑を避ける目的として、業者等が入る大きな荷物の搬入については、設定の日程にて実施していただきたい。また、各部門内において、引越し日及び時間帯等については、集中しないように調整していただきたい。なお、保健所の営業許可が必要な事業者においては、保健所検査を3/13～3/15の3日間で実施を予定している。よって、2/28（火）までには検査日を決定し、仮設市場管理事務所内に設置する投函箱へ検査日申込用紙を投函いただきたい。（※2/14（火）までに、仮設市場2階管理事務所内長机に検査日申込用紙と投函箱を那覇市にて設置する）スケジュールの詳細は、年明けにお伝えする。
- ・「資料2」の「内装工事・引越しに伴う荷下ろし時の車両の一時駐車についての留意事項」について、新市場の周囲の道路は、歩行者専用道路となるため、一時駐車が必要な場合は、那覇警察署へ「道路使用許可申請書」にあわせて、「通行禁止道路通行許可申請書」の申請が必要となる。また、申請は、遅くとも使用する日の2週間前までに提出いただきたいとのこと。それぞれに添付する書類については、「資料2」のとおりである。なお、内装工事と引越し期間は、荷下ろし可能時間帯（8時～17時※17時以降駐車不可）と作業可能時間帯（8時～21時）を設定している。
- ・「資料2」の【荷下ろしルート案】と【荷下ろしスペース】について、荷下ろしスペースは、新市場に接する「松尾東線」と「松尾19号線」としており、それぞれの道路幅員は、7.3m（松尾東線）と4.7m（松尾19号線）となる。市場周辺は一方通行などもあるため、専門業者へ依頼をする際には、「内装工事・引越しに伴う荷下ろし時の車両の一時駐車についての留意事項」をお渡しいただき、注意を促していただきたい。また、混雑を避けるため、【別紙：荷下ろしスペース・搬入経路（案）】のとおり、搬入経路（使用する市場入口）を部門毎に割り当てているため、割り当ての入口を積極的に利用していただきたい。
- ・「資料3」の「今後依頼する提出一覧（予定）」について、市場事業者が実施する工事（C工事）着工前の1/12（木）までには、①原状変更等許可申請書、②専門業者リスト、③レイアウト図（最終案）、④電気使用機器一覧表の提出が必要となる（※食堂と精肉・鮮魚については別途必要書類あり）。よって、この時期まで

第一牧志公設市場再整備推進事業かわら版 第7号

には、保健所と何度かやり取りを行っていただき、必要な設備等の整理を行うことが必要である。また、新市場オープン後2週間以内には、保健所へ提出した最終版のレイアウト図のコピーを提出いただきたい。

- ・「資料3」の下方に記載のある【移転に関する他機関への申請資料】について、「酒類等の製造業又は酒類販売場の移転の許可申請（窓口：那覇税務署）」と「製造たばこの小売販売業の営業移転の許可（窓口：日本たばこ産業(株)沖縄支社）」が必要な事業者は、前もって申請を行っていただきたい。
- ・各小間内には、スイッチ、コンセント、TVユニット、TEL モジュラージャック、通信用空配管があり、参考までに電気平面図を確認いただきたい。
- ・手洗いやシンク等を設置する場合の排水管工事については、那覇市水道局が指定する「排水設備指定工事店」での施工が必須であり、工事する前に、水道局へ申請書（給排水図面含む）の提出が必要である。また、工事終了後は、水道局の検査がある。なお、給水工事においては、指定工事店での施工を推奨（必須ではない）しており、図面の提出は必須である。
- ・食堂の厨房以外の火気の使用は、IH クッキングヒーターもしくはカセットコンロを原則としている。必要に応じて保健所や消防局への確認をお願いしたい。また、なはまち振興課へは、「火気使用承認申請書」を提出いただきたい。

※市場事業者が実施する工事（C 工事）基準については、『第一牧志公設市場再整備事業の新市場移転に関する「市場事業者が実施する工事（C 工事）内容（生鮮部門）」』を参照ください。

【部門別説明会における質問・意見に対する市の回答】

No.	質問・意見	市の回答
1	<ul style="list-style-type: none"> ・荷下ろし時の車両の一時駐車の際、特に新市場の西側の通り沿いに、はみだし営業している店舗（道路上のオーニングも）がある。道路使用許可を取ったとしても一時駐車を行いにくいのではないか。那覇市より事前に通知しないといけないのではないか。 ・朝（早朝）の荷下ろしの方が、トラブルも少ないのではないかと言う声もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所管である道路管理課を通し事前に指導してもらえるように、情報を共有する。 ・市場事業者が朝の方がよいという要望があれば、時間帯の設定を検討させていただきたい。市場管理グループとも相談し、市場の警備の配置（時間）もあわせて考慮する必要がある。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・内覧はいつ頃実施できるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・12月下旬を予定している。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設市場へ移転はせず、新市場へ移転する場合（旧市場→新市場）、引越しはしないため、いつから新市場に入って水道工事等進めていけばよいのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市場事業者（依頼する専門業者）が入る工事は、内装工事期間が始まる2/6からとなる。玉城漬物店でいうと、仮設市場では営業していないので、2/6の引き渡しを受けて、新市場での工事等を行っていただけることになる。

4. 鮮魚部門説明会

(1) 当日資料

【鮮魚部門】市場事業者が実施する工事(C工事)基準

令和4年11月17日配布

A工事 (那覇市が行う本体工事)	C工事の例※A工事以外全部 (市場事業者が行う内装工事)	基準
《電気設備》 ・コンセント(100V)電灯盤より 大・中小間 壁付け2口 4個 小小間 壁付け2口 3個 ・3相200V 必要な小間のみ 動力盤ブ レー止め		電気容量 小小間 2Kwまで 中小間 4Kwまで 大小間 6Kwまで 各小間 予備ブレーカー1個 ・機器から動力盤までの配管、配線工事は店舗事業者で設置 してください。
《冷凍・冷蔵機器》 ・冷媒管用空配管 区画内1カ所	・店舗内冷凍・冷蔵機器等★ ・冷媒配管工事(ショーケース等)	・別添の※「 店舗内に設置する冷凍・冷蔵機器等について 」を 順守してください。 ※室外機との高低差は15m程度になります。 ・複数店舗に連結した設備の設置はできません。 ・コンプレッサー、コンデンサー、冷媒配管等の設備につい ても他の店舗と共有はできません。 ・床面から ショーケースの上端までの高さは、原則130cm以 下 としてください。
《厨房設備》	・器具類洗浄シンク★ ・身おろし用流し(食食用シンク)★ ・手洗い器★ ・作業台(調理台等)★ ・冷凍庫・冷蔵庫★ ・水槽★ ・陳列台(水敷き)☆ ・店舗と廊下をわける仕切り★	・手洗い器、厨房器具等設置または購入する際には、レイア ウト案とあわせ事前に市へ申請していただきます。 ※食品衛生上により必要となる設備及び機能が営業許可の 取得時に確認されます。C工事で施工する設備のほか、 設置が必要な備品等の指定もあります。 ・水槽や陳列台や収納櫃についても見通しを確保できる高さ としてください。 ・店舗と廊下をわける仕切りは、開くと自動的に閉まる扉 (チェーンの代替も可)を設けてください。
★印は、食品衛生上により必要となる設備及び機能となり、保健所の事前確認が必要です。 ☆印は、設置しようとする場合、保健所の事前確認が必要です。		
《給排水設備》 ・グリーストラップ取付け(屋内設置)		・鮮魚部門共用のグリーストラップ固集器が1階屋内通路(複 数の店舗で共用)に設置されます。適正な維持管理を行って ください。 ・年1回のメンテナンス是那覇市で実施します。 その他の管理 は各店舗で実施してください。
・床排水 集水樹(各店舗1カ所)		

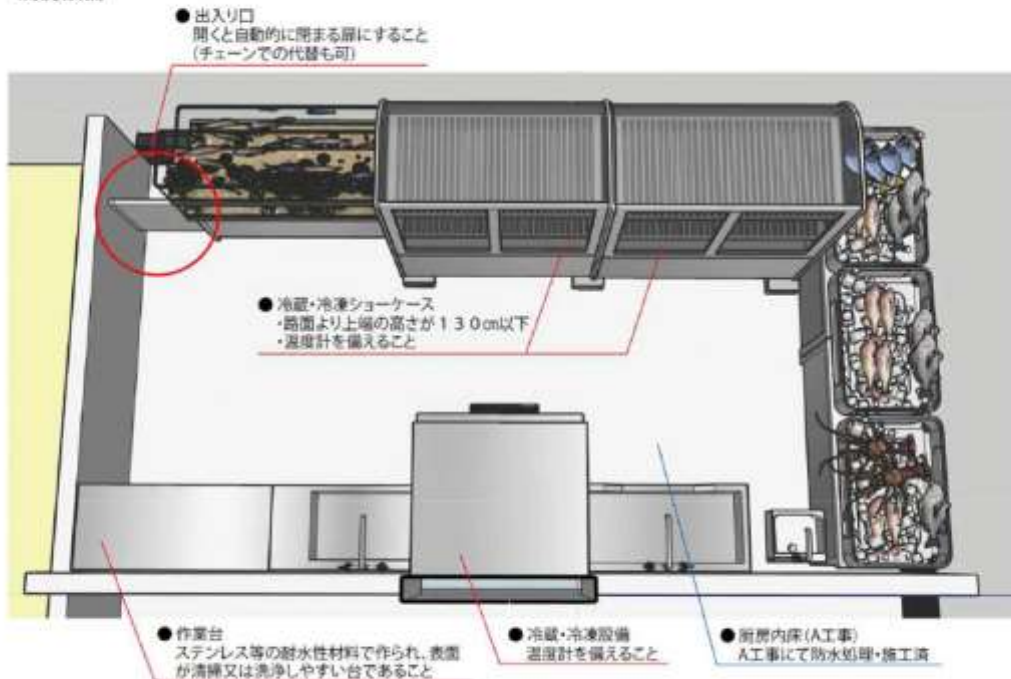
※店舗内で実施する機器類の設置やそれらに伴う工事に関しては、なほまち振興課に許可申請書を提出いただく必要があります。 4

資料 【鮮魚】市場事業者が実施する工事(C工事)基準

令和4年11月17日配布

【鮮魚部門】レイアウトイメージ(1/3)

厨房設備



5

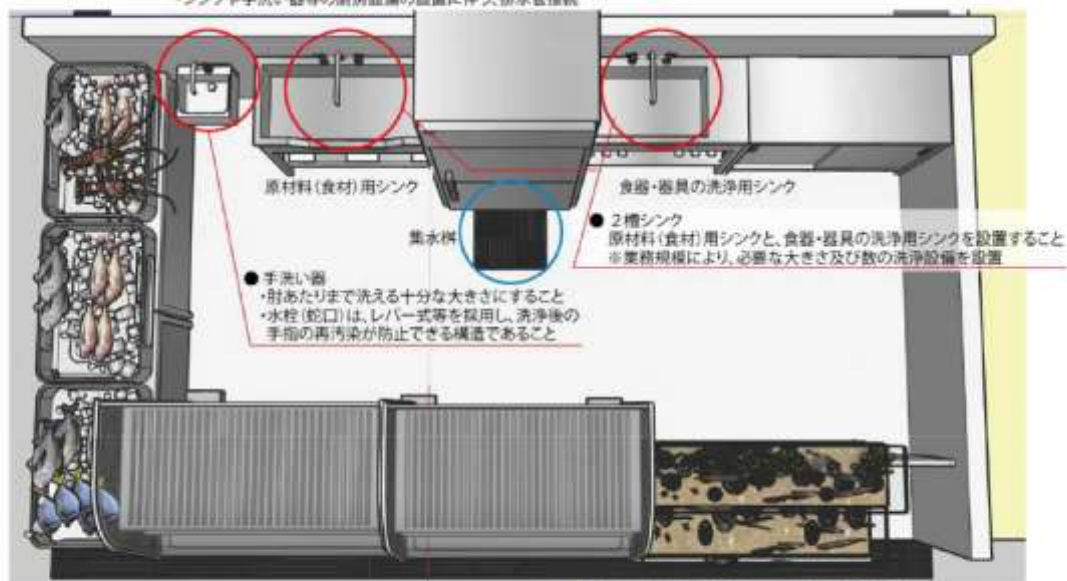
資料 【鮮魚】レイアウトイメージ (1/3)

令和4年11月17日配布

【鮮魚部門】レイアウトイメージ(2/3)

給排水設備

- <A工事>
 - ・集水機(床排水)
 - ・荷溝
- <C工事>
 - ・水栓(蛇口)の設置、給水管接続
 - ・シンクや手洗い器等の厨房設備の設置に伴う、排水管接続



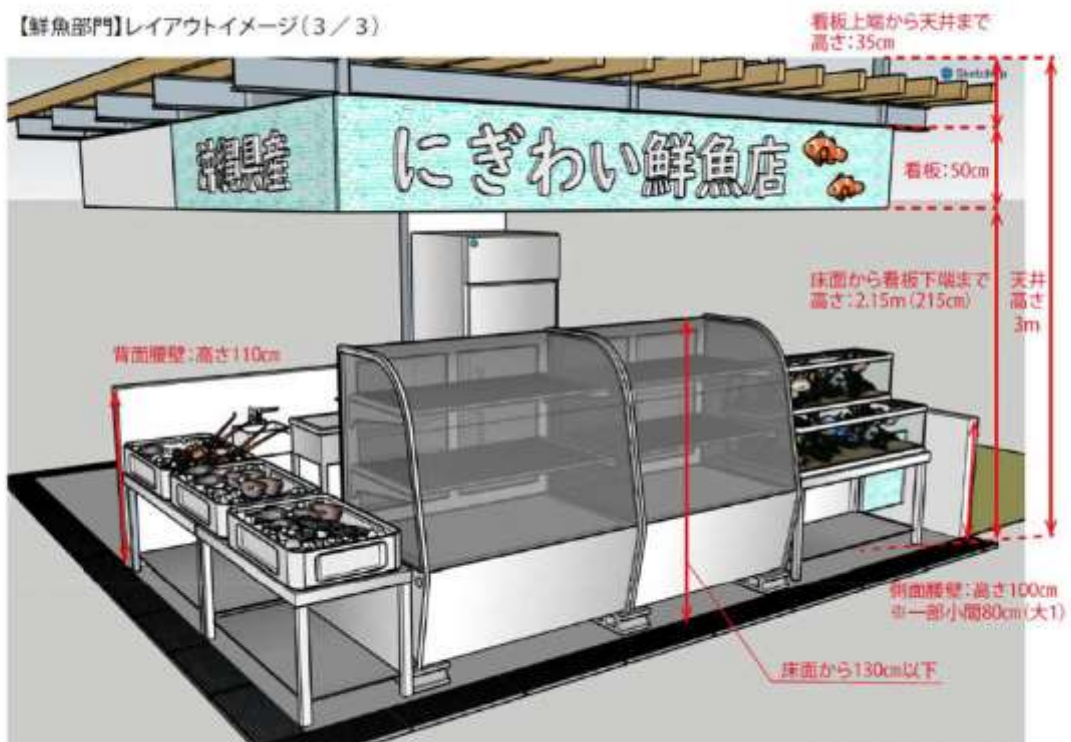
●冷蔵・冷凍機器(※)置型ショーケース等の場合)
ショーケース等の冷蔵室は、小間内のスリーブを活用し施工する

6

資料 【鮮魚】レイアウトイメージ (2/3)

令和4年11月17日配布

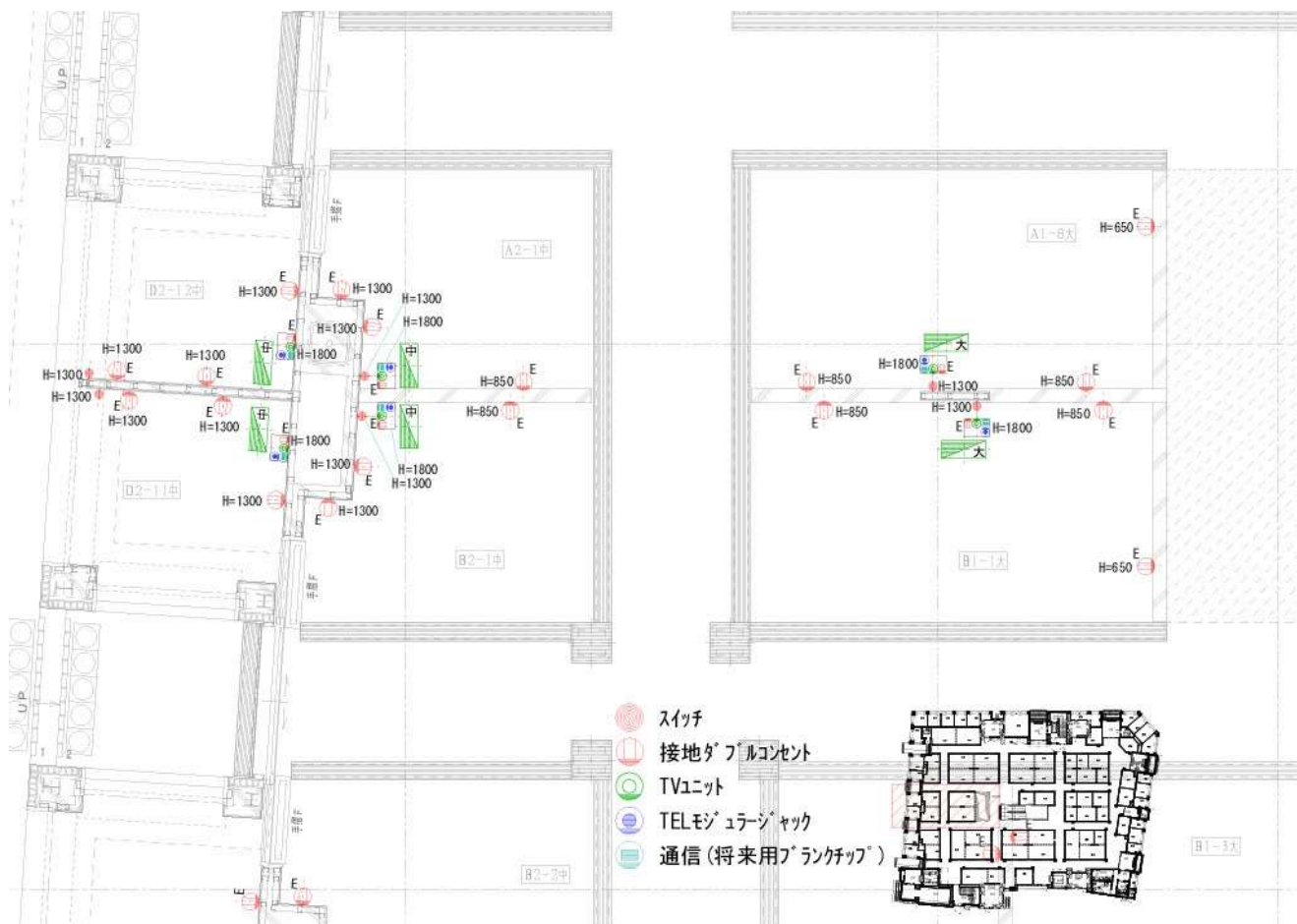
【鮮魚部門】レイアウトイメージ(3/3)



※鮮魚大1の小間サイズを参考に作成

7

資料 【鮮魚】レイアウトイメージ (3/3)



資料 電気平面図 (鮮魚部門一部エリア参考)

次ページへ続く

(2) 説明会概要

【参加者（17日16時～17時）】

大城うなぎ店、仲田鮮魚、長嶺鮮魚店、翁長鮮魚、与那嶺鮮魚、魚久鮮魚、永有鮮魚店、仲田鮮魚店、城間鮮魚店、西銘鮮魚店、ヤマセ商会、新垣鮮魚店、湧川鮮魚、中真水産、くに鮮魚（計15事業者）



図 鮮魚部門説明会の様子

【概要】

- ・「事業スケジュール（案）」のとおり、内装工事を2/6（月）～3/4（土）の約1か月、その後、3/5（日）～3/18（日）の2週間を引越し期間としてあてており、3/19（日）に供用開始を予定している。そのため、内装工事届出等の提出は、1月中旬に行っていただくスケジュールとなる。営業許可・届出が必要な方など、食品を扱う事業者を対象とした「保健所講習会（食品衛生講習会）」は、11/24（木）に実施する。
- ・「資料1」の「市場事業者部門別引越しスケジュール（案）」のとおり、部門ごとで引越し日程の割り当てを行った。記載のある日程以外には、引越し作業ができないというわけではないが、混雑を避ける目的として、業者等が入る大きな荷物の搬入については、設定の日程にて実施していただきたい。また、各部門内において、引越し日及び時間帯等については、集中しないように調整していただきたい。なお、保健所の営業許可が必要な事業者においては、保健所検査を3/13～3/15の3日間で実施を予定している。よって、2/28（火）までには検査日を決定し、仮設市場管理事務所内に設置する投函箱へ検査日申込用紙を投函いただきたい。（※2/14（火）までに、仮設市場2階管理事務所内長机に検査日申込用紙と投函箱を那覇市にて設置する）スケジュールの詳細は、年明けにお伝えする。
- ・「資料2」の「内装工事・引越しに伴う荷下ろし時の車両の一時駐車についての留意事項」について、新市場の周囲の道路は、歩行者専用道路となるため、一時駐車が必要な場合は、那覇警察署へ「道路使用許可申請書」にあわせて、「通行禁止道路通行許可申請書」の申請が必要となる。また、申請は、遅くとも使用する日の2週間前までに提出いただきたいとのこと。それぞれに添付する書類については、「資料2」のとおりである。なお、内装工事と引越し期間は、荷下ろし可能時間帯（8時～17時※17時以降駐車不可）と作業可能時間帯（8時～21時）を設定している。
- ・「資料2」の【荷下ろしルート案】と【荷下ろしスペース】について、荷下ろしスペースは、新市場に接する「松尾東線」と「松尾19号線」としており、それぞれの道路幅員は、7.3m（松尾東線）と4.7m（松尾19号線）となる。市場周辺は一方通行などもあるため、専門業者へ依頼をする際には、「内装工事・引越しに伴う荷下ろし時の車両の一時駐車についての留意事項」をお渡しいただき、注意を促していただきたい。また、混雑を避けるため、【別紙：荷下ろしスペース・搬入経路（案）】のとおり、搬入経路（使用する市場入口）を部門毎に割り当てているため、割り当ての入口を積極的に利用していただきたい。
- ・「資料3」の「今後依頼する提出一覧（予定）」について、市場事業者が実施する工事（C工事）着工前の1/12（木）までには、①原状変更等許可申請書、②専門業者リスト、③レイアウト図（最終案）、④電気使用機器一覧表の提出が必要となる（※食堂と精肉・鮮魚については別途必要書類あり）。よって、この時期までには、保健所と何度かやり取りを行っていただき、必要な設備等の整理を行うことが必要である。また、

第一牧志公設市場再整備推進事業かわら版 第7号

新市場オープン後2週間以内には、保健所へ提出した最終版のレイアウト図のコピーを提出いただきたい。

- ・「資料3」の下方に記載のある【移転に関する他機関への申請資料】について、「酒類等の製造業又は酒類販売場の移転の許可申請（窓口：那覇税務署）」と「製造たばこの小売販売業の営業移転の許可（窓口：日本たばこ産業(株)沖縄支社）」が必要な事業者は、前もって申請を行っていただきたい。
- ・各小間内には、スイッチ、コンセント、TVユニット、TEL モジュラージャック、通信用空配管があり、参考までに電気平面図を確認いただきたい。
- ・冷凍・冷蔵機器（ショーケース等）から室外機までの高低差は15m程度となる。一体型の購入を検討される場合は、排熱のわかる資料（仕様書等）の提供をお願いしたい。
- ・手洗いやシンク等を設置する場合の排水管工事については、那覇市水道局が指定する「排水設備指定工事店」での施工が必須であり、工事する前に、水道局へ申請書（給排水図面含む）の提出が必要である。また、工事終了後は、水道局の検査がある。なお、給水工事においては、指定工事店での施工を推奨（必須ではない）しており、図面の提出は必須である。
- ・食堂の厨房以外の火気の使用は、IH クッキングヒーターもしくはカセットコンロを原則としている。必要に応じて保健所や消防局への確認をお願いしたい。また、なはまち振興課へは、「火気使用承認申請書」を提出いただきたい。
- ・冷凍・冷蔵機器（ショーケース等）において、別置型を使用する場合、室外機までの高低差は15m程度、最長50mとなる。一体型の購入を検討される場合は、放熱量の設定基準（原則、放熱量の合計は80w/m²以下とする）があるため、那覇市へ事前に排熱（放熱）のわかる資料（仕様書等）の提供をお願いしたい。

※市場事業者が実施する工事（C工事）基準については、『第一牧志公設市場再整備事業の新市場移転に関する「市場事業者が実施する工事（C工事）内容（鮮魚部門）」』を参照ください。

【部門別説明会における質問・意見に対する市の回答】

No.	質問・意見	市の回答
1	・新市場と仮設市場との電気容量の差を教えてください。どの程度なら追加ができるか検討をしたい。	・仮設市場と同じ要領となる。 小小間：2kw 中小間：4kw 大・特大小間：6kw
2	・県外へ鮮魚の発送を行っている。引越し期間の2週間も発送作業ができるように、（閉場期間も）仮設市場を使えるようにできないか。また、冷凍機器など、電気も稼働しておきたい。	・引越し期間の2週間は、市場を閉場していることから、営業（発送作業含む）を認めることはできません。なお、営業を伴わない食材等の保管のための機器の使用については可能である。
3	・引越し期間は2週間しかなく、「市場事業者部門引越しスケジュール（案）」での作業割だと作業できる日程が限られてしまう。毎日作業させてほしい。 ・引越し期間は、作業可能時間帯を朝7時から夜	・割当は案である。割当日以外にはできないというわけではない。作業での出入りは毎日行っていて構わない。ただ、他の部門と重なると市場内が混雑してしまうため、大きい貨物については、割当日に行っていただきたい。 ・引越しの作業によって、周辺への影響が懸念

	<p>10 時までには広げられないか。作業で市場に入れるようにしてほしい。</p>	<p>されることから、時間帯を朝 8 時から夜 9 時までとしている。</p>
<p>4</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内覧はいつ頃できるのか。現場を見ないとレイアウトのイメージがはっきりとは理解できない。 ・引越しの期間に水槽などはもっていく予定であり、実際に搬入してみて配置を変更する可能性もある。その場合、保健所へ提出したレイアウト図と現場が異なることになる。その際のレイアウト図の再提出はできるのか。たとえば、検査前日に変更したレイアウト図でも再提出することは可能なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12 月下旬の予定。現時点で出されているレイアウト図は、あくまで設備等の保健所での事前確認のためである。12 月下旬の内覧で現場を見ていただいて変更するのは構わない。保健所へ営業許可申請するレイアウト図までに反映してもらえればよい（那覇市への提出は 1/12 まで）。 ・ 保健所に確認し回答する。
<p>5</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引越し期間 2 週間のうち後半の 1 週間は保健所検査が入っており、実質 1 週間強でシンク等の設置、水道接続工事まで行う必要があり、期間内での完了はでは厳しいように感じる。保健所に協力いただいて柔軟な対応はできないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所検査は、設置設備が開業時と同様に整えてから、（食品衛生法施行条例の設備基準等に沿った）衛生管理がなされているかなどを検査するもので、水道設備が整えていないなかで検査をすることはできない。そのため、水道（給排水）の接続まで完了する必要がある。 <p>新市場営業開始する 3/19 は日曜日にあたるため、3/17（金）までに保健所にて営業許可証を受けないといけない。保健所の手続き上、その検査リミットが 15 日という回答であるため、ご理解をいただきたい。なお、許可証の受け取りは、営業開始後（3/20（月）以降）でも構わないとのことである。</p>

5. 精肉部門説明会

(1) 当日資料

令和4年11月18日配布

【精肉部門】市場事業者が実施する工事(C工事)基準

A工事 (郡部市が行う本体工事)	C工事の例※A工事以外全部 (市場事業者が行う内装工事)	基準
《電気設備》 大・中小間 壁付け2口 4個 小小間 壁付け2口 3個 ・3相200V 必要な小間のみ 動力盤ブ レカ止め		電気容量 小小間 2Kwまで 中小間 4Kwまで 大小間 6Kwまで 各小間 予備ブレーカ1個 ・機器から動力盤までの配管、配線工事は店舗事業者で設置 してください
《冷凍・冷蔵機器》 ・冷媒管用空配管 区画内1カ所	・店舗内冷凍・冷蔵機器等★ ・冷媒配管工事(ショーケース等)	・別添の※「店舗内に設置する冷凍・冷蔵機器等について」を 順守してください。 ※室外機との高低差は15m程度になります。 ・複数店舗に連結した設備の設置はできません。 ・コンプレッサー、コンデンサー、冷媒配管等の設備につい ても他の店舗と共有はできません。 ・床面からショーケースの上端までの高さは、原則130cm以 下としてください。
《厨房設備》	・作業台★ ・器具洗浄シンク★ ・原材料(食材)用シンク★ ・手洗い器★ ・店舗と廊下をわける仕切り★	・手洗い器、厨房器具等設置または購入する際には、レイア ウト案とあわせ事前に、なほまち振興課へ申請していただき ます。 ※食品衛生上により必要となる設備及び機能が営業許可の 取得時に確認されます。C工事で施工する設備のほか、設 置が必要な備品等の指定もあります。 ・店舗と廊下をわける仕切りは、開くと自動的に閉まる扉 (チェーンの代替も可)を設けてください。 ★印は、食品衛生上により必要となる設備及び機能となり、保健所の事前確認が必要です。
《給排水設備》 ・グリーストラップ取付け ・床排水 バケツ排水 集水桝(各店舗1カ所)		・精肉部門のグリーストラップ阻集器(複数の店舗で共用)が 1階屋内通路に設置されます。適正な維持管理を行ってくだ さい。 ・年1回のメンテナンスは郡部市で実施します。その他の管理 は各店舗で実施してください。

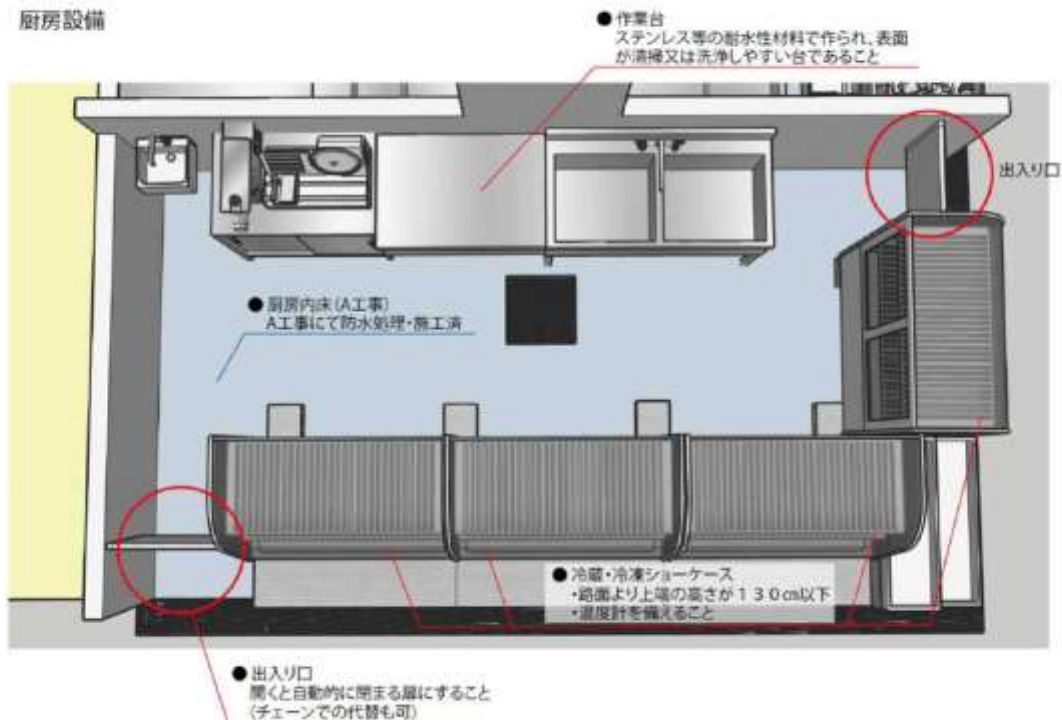
※店舗内で実施する機器類の設置やそれらに伴う工事に関しては、なほまち振興課に許可申請書を提出いただく必要があります。 4

資料 【精肉】市場事業者が実施する工事(C工事)基準

令和4年11月18日配布

【精肉部門】レイアウトイメージ(1/3)

厨房設備



資料 【精肉】レイアウトイメージ(1/3)

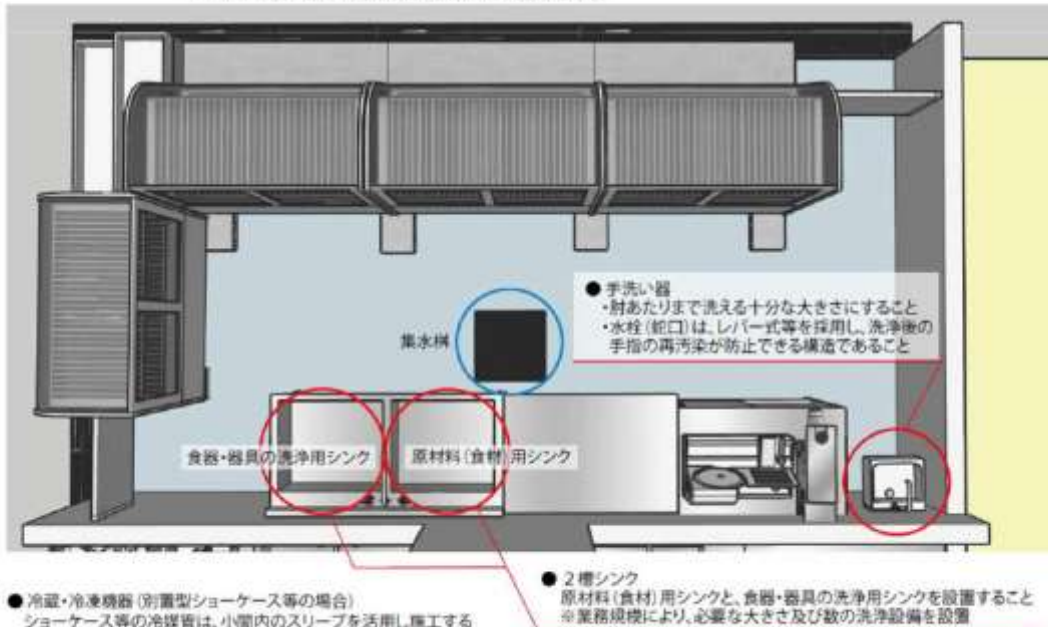
5

令和4年11月18日配布

【精肉部門】レイアウトイメージ(2/3)

給排水設備

- <A工事>
 - ・集水桝(床排水)
 - ・側溝
- <C工事>
 - ・水栓(蛇口)の設置, 給水管接続
 - ・シンクや手洗い器等の厨房設備の設置に伴う, 排水管接続

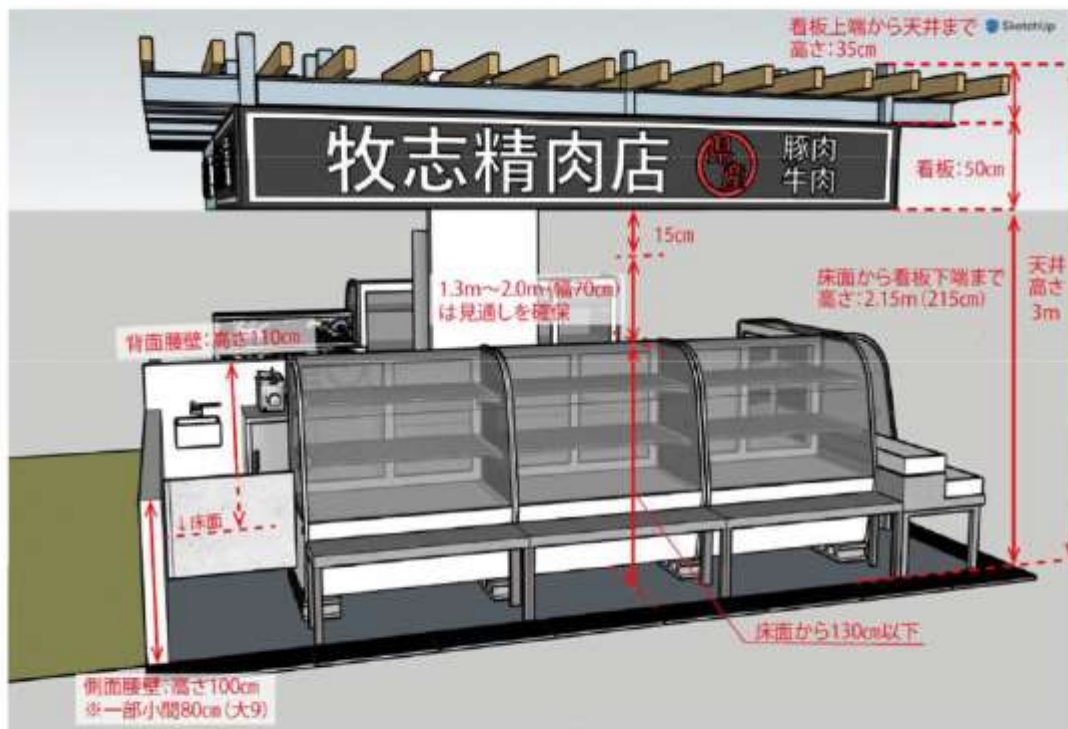


6

資料 【精肉】レイアウトイメージ (2/3)

令和4年11月18日配布

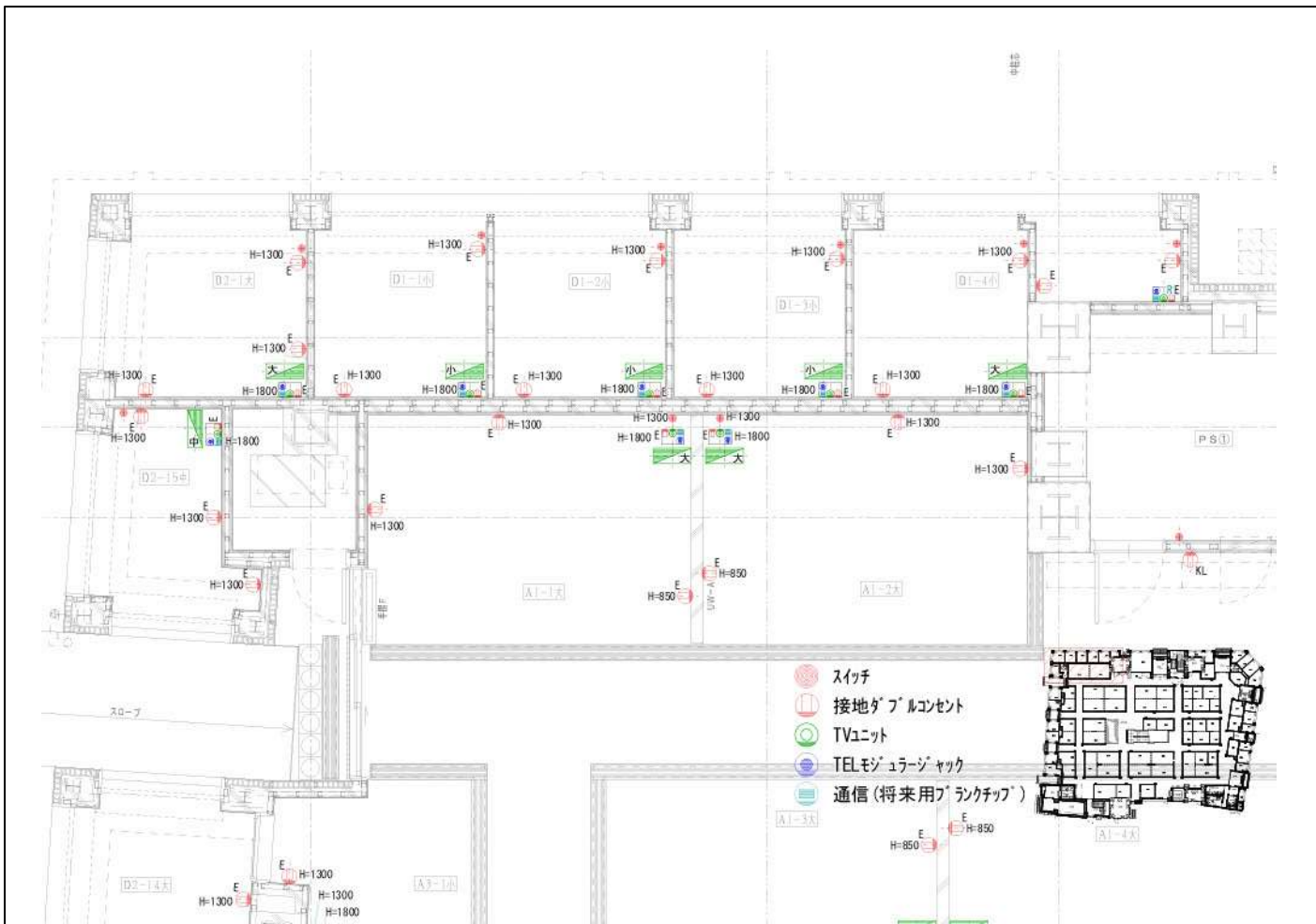
【精肉部門】レイアウトイメージ(3/3)



※精肉大9の小間サイズを参考に作成

7

資料 【精肉】レイアウトイメージ (3/3)



資料 電気平面図 (精肉部門一部エリア参考)

次ページへ続く

(2) 説明会概要

【参加者（18日14時～15時）】

二中前ミート、美里食肉店、上原ミート、丸昌ミート、上原精肉店、宮城精肉店、鶏せん、照光精肉店、上原山羊肉店（計9事業者）



図 精肉部門説明会の様子

【概要】

- ・「事業スケジュール（案）」のとおり、内装工事を2/6（月）～3/4（土）の約1か月、その後、3/5（日）～3/18（日）の2週間を引越し期間としてあてており、3/19（日）に供用開始を予定している。そのため、内装工事届出等の提出は、1月中旬に行っていただくスケジュールとなる。営業許可・届出が必要な方など、食品を扱う事業者を対象とした「保健所講習会（食品衛生講習会）」は、11/24（木）に実施する。
- ・「資料1」の「市場事業者部門別引越しスケジュール（案）」のとおり、部門ごとで引越し日程の割り当てを行った。記載のある日程以外には、引越し作業ができないというわけではないが、混雑を避ける目的として、業者等が入る大きな荷物の搬入については、設定の日程にて実施していただきたい。また、各部門内において、引越し日及び時間帯等については、集中しないように調整していただきたい。なお、保健所の営業許可が必要な事業者においては、保健所検査を3/13～3/15の3日間で実施を予定している。よって、2/28（火）までには検査日を決定し、仮設市場管理事務所内に設置する投函箱へ検査日申込用紙を投函いただきたい。（※2/14（火）までに、仮設市場2階管理事務所内長机に検査日申込用紙と投函箱を那覇市にて設置する）スケジュールの詳細は、年明けにお伝えする。
- ・「資料2」の「内装工事・引越しに伴う荷下ろし時の車両の一時駐車についての留意事項」について、新市場の周囲の道路は、歩行者専用道路となるため、一時駐車が必要な場合は、那覇警察署へ「道路使用許可申請書」にあわせて、「通行禁止道路通行許可申請書」の申請が必要となる。また、申請は、遅くとも使用する日の2週間前までに提出いただきたいとのこと。それぞれに添付する書類については、「資料2」とおりである。なお、内装工事と引越し期間は、荷下ろし可能時間帯（8時～17時※17時以降駐車不可）と作業可能時間帯（8時～21時）を設定している。
- ・「資料2」の【荷下ろしルート案】と【荷下ろしスペース】について、荷下ろしスペースは、新市場に接する「松尾東線」と「松尾19号線」としており、それぞれの道路幅員は、7.3m（松尾東線）と4.7m（松尾19号線）となる。市場周辺は一方通行などもあるため、専門業者へ依頼をする際には、「内装工事・引越しに伴う荷下ろし時の車両の一時駐車についての留意事項」をお渡しいただき、注意を促していただきたい。また、混雑を避けるため、【別紙：荷下ろしスペース・搬入経路（案）】のとおり、搬入経路（使用する市場入口）を部門毎に割り当てているため、割り当ての入口を積極的に利用していただきたい。
- ・「資料3」の「今後依頼する提出一覧（予定）」について、市場事業者が実施する工事（C工事）着工前の1/12（木）までには、①原状変更等許可申請書、②専門業者リスト、③レイアウト図（最終案）、④電気使用機器一覧表の提出が必要となる（※食堂と精肉・鮮魚については別途必要書類あり）。よって、この時期までには、保健所と何度かやり取りを行っていただき、必要な設備等の整理を行うことが必要である。また、新市場オープン後2週間以内には、保健所へ提出した最終版のレイアウト図のコピーを提出いただきたい。
- ・「資料3」の下方に記載のある【移転に関する他機関への申請資料】について、「書類等の製造業又は酒類販

第一牧志公設市場再整備推進事業かわら版 第7号

売場の移転の許可申請（窓口：那覇税務署）」と「製造たばこの小売販売業の営業移転の許可（窓口：日本たばこ産業(株)沖縄支社）」が必要な事業者は、前もって申請を行っていただきたい。

- ・各小間内には、スイッチ、コンセント、TV ユニット、TEL モジュラージャック、通信用空配管があり、参考までに電気平面図を確認いただきたい。
- ・手洗いやシンク等を設置する場合の排水管工事については、那覇市水道局が指定する「排水設備指定工事店」での施工が必須であり、工事する前に、水道局へ申請書（給排水図面含む）の提出が必要である。また、工事終了後は、水道局の検査がある。なお、給水工事においては、指定工事店での施工を推奨（必須ではない）しており、図面の提出は必須である。
- ・食堂の厨房以外の火気の使用は、IH クッキングヒーターもしくはカセットコンロを原則としている。必要に応じて保健所や消防局への確認をお願いしたい。また、なはまち振興課へは、「火気使用承認申請書」を提出いただきたい。
- ・冷凍・冷蔵機器（ショーケース等）において、別置型を使用する場合、室外機までの高低差は15m程度、最長50mとなる。一体型の購入を検討される場合は、放熱量の設定基準（原則、放熱量の合計は80w/m²以下とする）があるため、那覇市へ事前に排熱（放熱）のわかる資料（仕様書等）の提供をお願いしたい

※市場事業者が実施する工事（C 工事）基準については、『第一牧志公設市場再整備事業の新市場移転に関する「市場事業者が実施する工事（C 工事）内容（精肉部門）」』を参照ください。

【部門別説明会における質問・意見に対する市の回答】

No.	質問・意見	市の回答
1	・見通しの確保の基準値は、高さ2mまで（1.3～2mの70cmは見通しを確保する）ではなく、以前は1.7mまでということであった。（手の届く）上の方には何も設置できなくなる。	・1.7mは、役員との話し合いのなかで出てきた数値だと記憶している。1.7mは見通しを確保する目的では低く、2mとして設定した。1.3m～2mの間の見通しを確保するという事項は、原則であり、市場全体を見渡せるように努めてもらいたい目安である。あくまで基準のため、良識の範囲内でご判断いただきたい。
2	・アース付きプラグを差し込むと、ダブルコンセントの差込口の1口が使いなくなってしまう。どうにか対応ができないか。	・施工業者と確認・検討する。
3	・新市場の各小間の形状が見られるのはいつ頃か。	・12月下旬の予定。内覧については、別途案内する。
4	・間仕切り上にアクリル板を設置するのは、C工事で行うのか。 ・（隣接する小間と）合意がとれ、お互いで施工すれば設置できるという認識でよいか。	・C工事にて行っていただく。 ・その通りである。透過性のあるもので見通しが確保できるものであれば、問題ない。
5	・インターネットの配管は準備できているのか。 ・インターネット接続は、どこまでが市の対応で、どこからの施工が事業者の対応となるのか。	・空配管は那覇市のA工事にて行っている。 ・インターネットの接続は店舗内での個別となるが、現在、NTT側から光ケーブルにつ

	か。	いての提案があり確認中である。
6	・ショーケースを5cm底上げする件(見通し基準の上端130cmを5cm超える)は、どのように対応するとよいか。 (ショーケースを5cm底上げすることで機器への水の跳ね返しを軽減し、故障を防ぐことが目的)	・機器の故障が頻発しており、故障を避ける対策であるため、底上げは必要なことだと考える。理由があることなので問題ない。
7	・湯沸し器(給湯器)の設置はよいか。	・ガスを使用した設置は不可であるが、電気湯沸し器(給湯器)の設置は可能である。または、IHを使用したり、ポットを使用したりしてお湯を沸かすことになる。
8	・電気容量は具体的にどれくらいか。お湯を沸かすためにIHを使用した際に、ブレーカーが落ちてしまうことがある。	・小小間2kw・中小間4kw・大及び特大小間6kwに設定しており、十分な電気容量を準備している。1つのブレーカーで多くの機器を使用したときは、ブレーカーが落ちることがあるので、IH等は予備のブレーカーから単独で配線して使用ください。

次ページへ続く

6. 食堂部門説明会

(1) 当日資料

令和4年11月18日配布

【食堂】市場事業者が実施する工事(C工事)基準(1/2)

A工事 (那覇市が行う本体工事)	C工事の例※A工事以外全部 (市場事業者が行う内装工事)	基準
《電気設備》 ・コンセント(100V)電灯盤より 飲食店舗 壁付け2口 6個 軽食店舗 壁付け2口 4個 ・動力盤(給換気用)		電気容量 飲食・軽食 5Kwまで 各小間 200V予備ブレーカー1個 ・機器から動力盤までの配管、配線工事は店舗事業者で設置してください。 ※換気扇の電源は各小間の動力盤から供給しています。
《厨房設備》	・2槽シンク(器具洗浄シンク等)★ ・手洗い器★ ・調理台、他★ ・厨房と客席をわける仕切り★ ・冷蔵庫★	・手洗い器、厨房器具等設置または購入する際には、レイアウト案とあわせ事前に、なほまち振興課へ申請していただきます。 ※食品衛生上により必要となる設備及び機能が営業許可の取得時に確認されます。C工事で施工する設備のほか、設置が必要な備品等の指定もあります。 ・厨房と客席をわける仕切りは、開くと自動的に閉まる扉(チェーンの代替も可)を設けてください。
《冷凍・冷蔵機器》	・店舗内冷凍・冷蔵機器等★	・複数店舗に連結した設備の設置はできません。 ・コンプレッサー、コンデンサー、冷媒配管等の設備についても他の店舗と共有はできません。
★印は、食品衛生上により必要となる設備及び機能となり、保健所の事前確認が必要です。		

※店舗内で実施する機器類の設置やそれらに伴う工事に関しては、なほまち振興課に許可申請書を提出いただく必要があります。

4

資料 【食堂】市場事業者が実施する工事(C工事)基準(1/2)

令和4年11月18日配布

【食堂】市場事業者が実施する工事(C工事)基準(2/2)

A工事 (那覇市が行う本体工事)	C工事の例※A工事以外全部 (市場事業者が行う内装工事)	基準
《ガス設備》 ・区画内天井付近にバルブ止め	・ガスコンロ等の火気設備の設置★ ・火気設備への配管接続 ・レンジフード・ダクト設置★	・ガスの種別は都市ガス(沖縄ガス)です。 ・配管は、露出配管を原則とします。 ・ガス器具から可燃物は15cm以上離してください。 ・排気ダクト端末のフードにはガスフィルターを取付けてください。フィルター等は店舗毎で清掃してください。(清掃しないとダクトに油が付着し、火災の原因になります。) ・火気設備廻りのレンジガード(ステン板)の設置方法は後日説明します。 ・屋上排気ファンの清掃は適宜実施してください。 ※清掃で出た廃棄物につきましては、産業廃棄物として処理してください。
《給排水設備》 ・給水設備 天井付近でバルブ止め ・排水設備 区画内立上げ2カ所 ・グリーストラップ取付け(屋外設置)	・シンクや手洗器等の厨房設備の設置に伴う、排水配管接続	・手洗い器、厨房器具等設置の場合には、その接続部分のパイプの廻りにはテーピングをしてください。 ・食堂部門共用のグリーストラップ阻集器が1階外部に設置されます。適正な維持管理を行ってください。 ・年1回のメンテナンス是那覇市で実施します。その他の管理は各店舗で実施してください。
	・仕切り壁(厨房と客席との仕切り壁)、カウンター	・仕切り壁のボード等の素材は不燃材としてください。
《換気設備》	・厨房換気(フード・ダクト・給気口)の設置	・換気量については、施工前後に、なほまち振興課の設備担当者の確認を受けてください。
・店舗内看板下地	・店舗内看板製作、取付施工	・看板は所定の位置に設置してください。
		・バルコニー側へ給湯器、ガスメーターを設置する場合壁を貫通して屋内へ配管等を引き込む際は、貫通に条件があるので後日説明します。

※店舗内で実施する機器類の設置やそれらに伴う工事に関しては、なほまち振興課に許可申請書を提出いただく必要があります。

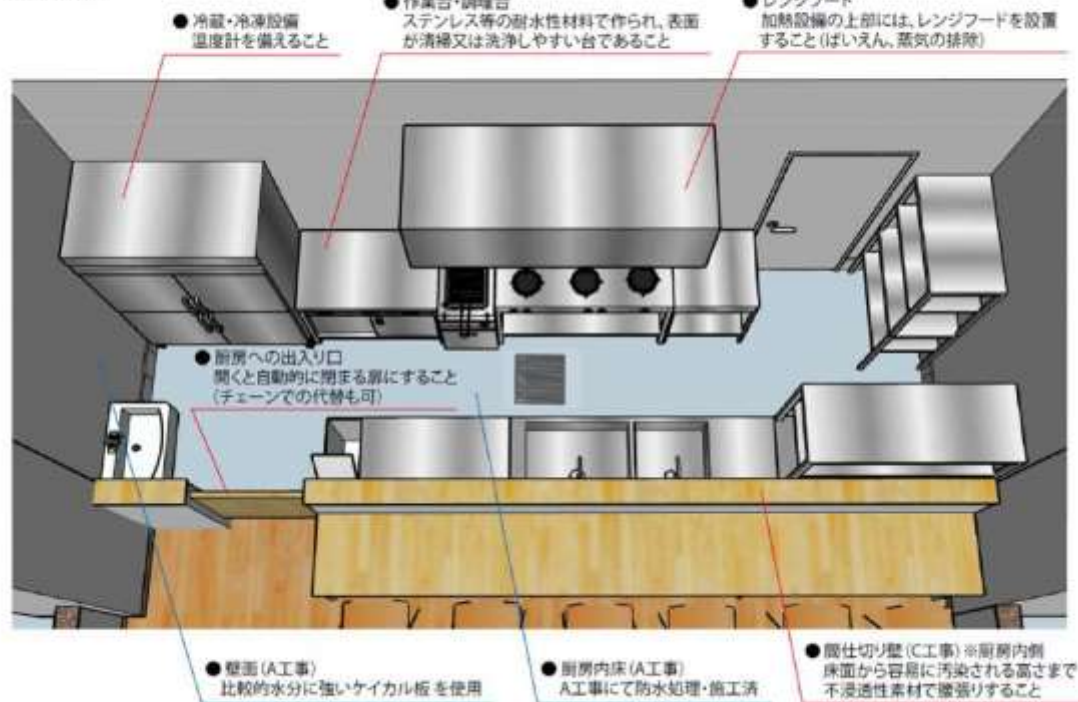
5

資料 【食堂】市場事業者が実施する工事(C工事)基準(2/2)

令和4年11月18日配布

【食堂部門】レイアウトイメージ(1/3)

厨房設備



6

資料 【食堂】レイアウトイメージ (1/3)

令和4年11月18日配布

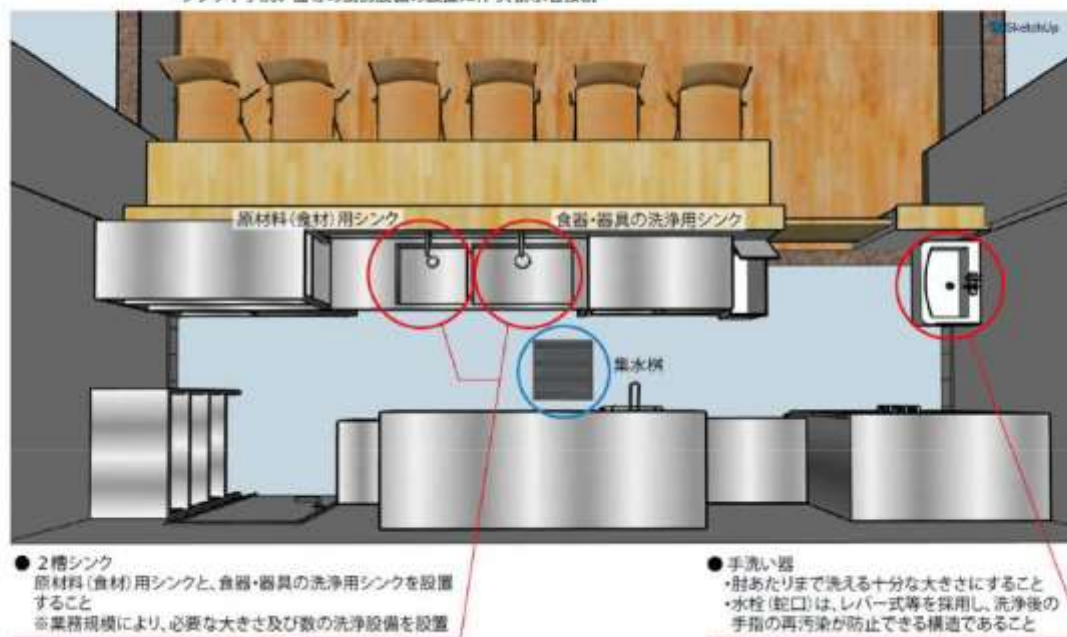
【食堂部門】レイアウトイメージ(2/3)

給排水設備

- <A工事>
・集水機(床排水)
- <C工事>
・水栓(蛇口)の設置、給水管接続
・シンクや手洗い器等の厨房設備の設置に伴う、排水管接続

ガス設備

- <C工事>
・ガス器具の設置、ガス管接続



7

資料 【食堂】レイアウトイメージ (2/3)

令和4年11月18日配布

【食堂部門】レイアウトイメージ(3/3)



※食堂大2の小間サイズを参考に作成

資料 【食堂】レイアウトイメージ (3/3)

8

次ページへ続く

2) 説明会概要

【参加者（18日15時～16時）】

道頓堀、サーターアンダギー歩、あだん、ハート&ベリージェラ沖縄、きらく食堂、ツバメ食堂、えんん、豚しゃぶりゆうみ、がんじゅう堂（計9事業者）



図 食堂部門説明会の様子

【概要】

- ・「事業スケジュール（案）」のとおり、内装工事を2/6（月）～3/4（土）の約1か月、その後、3/5（日）～3/18（日）の2週間を引越し期間としてあてており、3/19（日）に供用開始を予定している。そのため、内装工事届出等の提出は、1月中旬に行っていただくスケジュールとなる。営業許可・届出が必要な方など、食品を扱う事業者を対象とした「保健所講習会（食品衛生講習会）」は、11/24（木）に実施する。
- ・「資料1」の「市場事業者部門別引越しスケジュール（案）」のとおり、部門ごとで引越し日程の割り当てを行った。記載のある日程以外には、引越し作業ができないというわけではないが、混雑を避ける目的として、業者等が入る大きな荷物の搬入については、設定の日程にて実施していただきたい。また、各部門内において、引越し日及び時間帯等については、集中しないように調整していただきたい。なお、保健所の営業許可が必要な事業者においては、保健所検査を3/13～3/15の3日間で実施を予定している。よって、2/28（火）までには検査日を決定し、仮設市場管理事務所内に設置する投函箱へ検査日申込用紙を投函いただきたい。（※2/14（火）までに、仮設市場2階管理事務所内長机に検査日申込用紙と投函箱を那覇市にて設置する）スケジュールの詳細は、年明けにお伝えする。
- ・「資料2」の「内装工事・引越しに伴う荷下ろし時の車両の一時駐車についての留意事項」について、新市場の周囲の道路は、歩行者専用道路となるため、一時駐車が必要な場合は、那覇警察署へ「道路使用許可申請書」にあわせて、「通行禁止道路通行許可申請書」の申請が必要となる。また、申請は、遅くとも使用する日の2週間前までに提出いただきたいとのこと。それぞれに添付する書類については、「資料2」とおりである。なお、内装工事と引越し期間は、荷下ろし可能時間帯（8時～17時※17時以降駐車不可）と作業可能時間帯（8時～21時）を設定している。
- ・「資料2」の【荷下ろしルート案】と【荷下ろしスペース】について、荷下ろしスペースは、新市場に接する「松尾東線」と「松尾19号線」としており、それぞれの道路幅員は、7.3m（松尾東線）と4.7m（松尾19号線）となる。市場周辺は一方通行などもあるため、専門業者へ依頼をする際には、「内装工事・引越しに伴う荷下ろし時の車両の一時駐車についての留意事項」をお渡しいただき、注意を促していただきたい。また、混雑を避けるため、【別紙：荷下ろしスペース・搬入経路（案）】のとおり、搬入経路（使用する市場入口）を部門毎に割り当てているため、割り当ての入口を積極的に利用していただきたい。
- ・「資料3」の「今後依頼する提出一覧（予定）」について、市場事業者が実施する工事（C工事）着工前の1/12（木）までには、①原状変更等許可申請書、②専門業者リスト、③レイアウト図（最終案）、④電気使用機器一覧表の提出が必要となる（※食堂と精肉・鮮魚については別途必要書類あり）。よって、この時期までには、保健所と何度かやり取りを行っていただき、必要な設備等の整理を行うことが必要である。また、新市場オープン後2週間以内には、保健所へ提出した最終版のレイアウト図のコピーを提出いただきたい。
- ・「資料3」の下方に記載のある【移転に関する他機関への申請資料】について、「酒類等の製造業又は酒類販

第一牧志公設市場再整備推進事業かわら版 第7号

売場の移転の許可申請（窓口：那覇税務署）」と「製造たばこの小売販売業の営業移転の許可（窓口：日本たばこ産業(株)沖縄支社）」が必要な事業者は、前もって申請を行っていただきたい。

- ・各小間内には、スイッチ、コンセント、TV ユニット、TEL モジュラージャック、通信用空配管があり、参考までに電気平面図を確認いただきたい。
- ・手洗いやシンク等を設置する場合の排水管工事については、那覇市水道局が指定する「排水設備指定工事店」での施工が必須であり、工事する前に、水道局へ申請書（給排水図面含む）の提出が必要である。また、工事終了後は、水道局の検査がある。なお、給水工事においては、指定工事店での施工を推奨（必須ではない）しており、図面の提出は必須である。
- ・厨房内換気設備について、フード・ダクト工事の施工業者よりおおよその換気風量の聞き取りを行っているが、施工後、火気使用量に基づいて換気風量の調整を本体工事にて行うため、改めて換気量の確認を行いたい。よって、フード・ダクトの設置施工後、換気量がどのくらいになるか、なはまち振興課へご報告いただきたい。

※市場事業者が実施する工事（C 工事）基準については、『第一牧志公設市場再整備事業の新市場移転に関する「市場事業者が実施する工事（C 工事）内容（食堂部門）」』を参照ください。

【部門別説明会における質問・意見に対する市の回答】

No.	質問・意見	市の回答
1	<ul style="list-style-type: none"> ・間仕切り（上端 90 cm）の上は、お互いの合意があれば、仕切りの設置をしてもよいか。 ・仮設移転時には、130 cm 以下であれば、仕切りを設置してよいという取り決めがあった。高さは統一した方がよいと思っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・130 cm については、1 階の見通し確保のための高さ基準である。紳士協定のようなもので、店舗同士で協議は必要になるのかと考える。那覇市が決めるものではなく、隣接する小間と、双方で理解が得られれば問題ない。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・新市場の進捗状況を教えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・12 月下旬に内覧を実施する予定。工事後の夕方から夜の時間帯で、部門毎での実施を考えている。本体工事は、1/31 までには引き渡しを行う予定である。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・引越し期間の貨物用エレベーターの使用について、常時使用ができるのか、警備員が勤務する時間帯内での使用の制限があるのか。搬入作業に伴う貨物用エレベーター利用時間帯の管理は、市で行うのか、組合で行ってよいのか。 ・ガス機器などの重量物は、搬入業者の見立て（工程）を聞いて（スケジュールを）組まないと混乱を招いてしまう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ある程度の区分割を市で行ってほしいということであれば、部門の要望を聞き検討していきたい。 ・業者毎の割り当ては、那覇市にて行うことを考えている。そのため、専門業者リストの提出をお願いしている。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・プレオープンはしないのか。市場の事業者は、仮設市場移転時と同様に空調等のトラブルが発生しないか、危惧している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・プレオープンについては、供用期間とするのか、引越しの位置づけとするのかで、引越し期間にも関係してくる。プレオープンの目的を市場事業者と意見交換し考えていきたい。

5	・A 工事で行う給排水図面は、いつ頃いただけるのか。水道局への申請の時期が迫っている。	・早急に対応する（後日、配布済）。
---	---	-------------------

ご意見をお寄せください。 那覇市 経済観光部 なはまち振興課
第一牧志公設市場建設室 TEL : 098-863-1750 (直通)